

BULLETIN  
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON  
(FONDÉE EN MARS 1888.)

No 95. AVRIL 1896.

Rédacteur principal. et géant. H. Sano

Sténographe. T. Yana

Imprimeur et Editeur. S. Ikiôta

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

號五拾九第

本月一號發行

第 四 月 刊 行

明治廿一年五月刊

明 治 廿 九 年

校內生 校外生 募 集

●今回提出 ナレタル 民法修正案 見ル疑ナシ依  
テ本梅博士 其他民法專攻ノ學士ニ依  
校ハ梅博士 シ次週ヨリ之カ講義ヲ始ム刑  
法モ遠カラス大修 古賀學士 聽ク者ハ改正  
刑法ヲ解スルニ於テ大裨益アルヘシ他ノ諸科皆專攻  
ノ博士學士之ヲ講授ス此際入學スル者ノ爲メ特ニ  
編入試驗ヲ執 授業時間 五時土曜日  
ハ午後一時  
半ヨリ始ム

●新講義錄 第一三三號 三月十五日發行シ兩  
後每月三回發行  
每號百三年 完結ノ見込ナケレハ號外ヲ發行スヘ  
十二頁ニシテ 其他大變更ノ憂ナキモ  
科目ハ民法修正案 其他大變更ノ憂ナキモ  
期アルモノハ修正案ノ發表ヲ待チ速カニ之ヲ  
掲載ス但シ刑法ノ如キ必要ナレハ初號ヨリ 刑  
法原論 講義ヲ掲載ス是レ現行刑法ニ通シ併  
セテ改正刑法ノ解釋上裨益ヲ得ヘシ

入會金 四拾月謝金 五拾

○三月三十一日迄ニ申込ノ者ハ特ニ入會金ヲ免ス  
前期講義錄 第一期第二期共ニ三月下旬  
第三期ハ四月下旬完結ス  
○規則書入用ノ者ハ貳錢郵券封入申込マルヘシ  
東京市麴町區富士見町六丁目電話(二二七四)  
司法省指定 和佛法律學校

●大日本監獄協會會員ノ限り充分なる  
割引を以て講義錄を發送すべし

發行兼編輯者 佐野 尚  
印刷者 池田 宗平  
印刷所 東京並木活版所

明治廿九年三月十五日發刊  
東京市牛込區若宮町十番地  
大日本監獄協會事務所  
東京市淺草區黑船町廿八番地  
發行所 東京並木活版所

# 大日本監獄協會雜誌第九十五號目次

謹告

○自明治廿七年假出獄及停止人員表  
○埃國フタバスト中央監獄新築圖

## ●論說

○七京の典獄諸士を迎ふ……………別心亭主人……………一七  
○監獄監督權の分離…………………………四

## ●雜誌

○典獄諮問會開ける○其の諮問事項○監獄に關する表式○警部長の諮問會○假出獄人員表○拓殖務省と北海道と○休職看守復職のさきの召集費○感化院保護場の擴張方法○本會の大會○本會常集會の問題○三池集治監の調査済む○新在山形縣典獄○早衛處斷囚の押籠に就きて欠を補ふ○落花片々○看守の悲感……………一六

## ●海外通信

○小河氏通信……………二件……………二八  
○佛國監獄協會主席よりの書簡…………………………二五

## ●質疑應答

○質疑……………十七件……………三二  
○實答……………七十七件……………四一

## ●寄書

○臺灣監獄制度に對する概見○希望一束○看守部長の選擇に就きて○典獄專任書記の設置を望む○服制を正並に増修に付きて○給與工錢に對する強制執行に付きて○誠實を毀し直立處分に變更するの必要なるを認む○大日本利獄略史に就きて希望す○日誌の餘瀝○益束法……………四一

## ●官報

○往來一束……………五二  
○獄事彙報……………五五  
○監獄員職員録青森縣の部追加……………五五

●從來維持會員へ御加入相成り居候諸君は成る可く速に御通報の勞を煩し度証狀贈呈方に就き大に遅延致候間此の段廣告候也

近來會員諸君の斯道研鑽に熱心なる爲め百の質疑來り千の應答出で殆底止する所を知らざるの有様なり本誌も亦之が爲めに光彩を添ふる幾何なるを知らず依りて本會に於て必要なる質疑と認定する分は某法學士に依嘱し一々答解を附し會員諸君に満足を與へんことを庶幾す希はくは諒せられよ

一 明治二十九年四月

## 大日本監獄協會編輯係

自明治二十三年 假出獄 及 停止人員表 (要路者ノ調ニ係ル)

府縣	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年
東京集治監	假出獄人員 同上ノ數ニ對ス 在監人員 一〇三四	停止人員 假出獄人員 同上ノ數ニ對ス 在監人員 一〇三四	停止人員 假出獄人員 同上ノ數ニ對ス 在監人員 一〇三四	停止人員 假出獄人員 同上ノ數ニ對ス 在監人員 一〇三四	停止人員 假出獄人員 同上ノ數ニ對ス 在監人員 一〇三四
宮城集治監	同上	同上	同上	同上	同上
三池集治監	同上	同上	同上	同上	同上
蘆澤集治監	同上	同上	同上	同上	同上
空知分監	同上	同上	同上	同上	同上
釧路分監	同上	同上	同上	同上	同上
十勝分監	同上	同上	同上	同上	同上
北海道廳	同上	同上	同上	同上	同上
東京	同上	同上	同上	同上	同上
大板	同上	同上	同上	同上	同上
神奈川	同上	同上	同上	同上	同上
兵庫	同上	同上	同上	同上	同上
長崎	同上	同上	同上	同上	同上
新潟	同上	同上	同上	同上	同上
群馬	同上	同上	同上	同上	同上
茨城	同上	同上	同上	同上	同上
千葉	同上	同上	同上	同上	同上
栃木	同上	同上	同上	同上	同上
奈良	同上	同上	同上	同上	同上
三重	同上	同上	同上	同上	同上
愛知	同上	同上	同上	同上	同上
靜岡	同上	同上	同上	同上	同上
山梨	同上	同上	同上	同上	同上
滋賀	同上	同上	同上	同上	同上
岐阜	同上	同上	同上	同上	同上
長野	同上	同上	同上	同上	同上
富山	同上	同上	同上	同上	同上
石川	同上	同上	同上	同上	同上
福井	同上	同上	同上	同上	同上
山形	同上	同上	同上	同上	同上
秋田	同上	同上	同上	同上	同上
福島	同上	同上	同上	同上	同上
山梨	同上	同上	同上	同上	同上
廣島	同上	同上	同上	同上	同上
岡山	同上	同上	同上	同上	同上
鳥取	同上	同上	同上	同上	同上
島根	同上	同上	同上	同上	同上
德島	同上	同上	同上	同上	同上
香川	同上	同上	同上	同上	同上
愛媛	同上	同上	同上	同上	同上
高知	同上	同上	同上	同上	同上
福岡	同上	同上	同上	同上	同上
大分	同上	同上	同上	同上	同上
佐賀	同上	同上	同上	同上	同上
熊本	同上	同上	同上	同上	同上
宮崎	同上	同上	同上	同上	同上
鹿兒島	同上	同上	同上	同上	同上
沖繩	同上	同上	同上	同上	同上
總計	同上	同上	同上	同上	同上

仮出獄停止人員ノ内他ノ地方ニ於テ停止ヲナシタルモノ、最初假出獄ヲ命ジタル部ニ算入ス人員、上ニ年号アルハ其年内ニ假出獄ヲ命ジタルモノ、又年号ノ記入ナキモノハ各年内ニ於テ停止ヲナシタルモノトス、人員ノ上ニ口点アルハ免出獄ノ人員トス

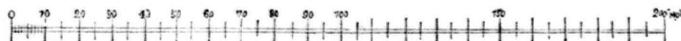
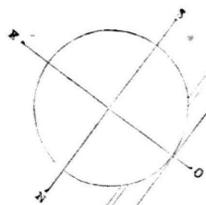
# PRISON CENTRALE DE BUDAPEST

## 奥國ブタペスト中央監獄新築圖

(千八百九十五年落成)

囚員五百人

- A 正門
- B 事務所及教誨堂
- C 病室
- D 懲役囚監房
- E 倉庫
- F G 徒刑囚分房(百五十房)
- H 蒸氣器械場
- I 石炭置場
- J K 雜居大工場
- L M 男女癡癲囚及瘋癲性ノ疑ヒアル男女囚ノ分房
- N 看守長及看守官舎
- O 書記其他ノ官舎
- P 典獄官舎
- R S 雜居小工場



# 大日本監獄協會雜誌第九十五號

明治廿九年四月

## 論 說

### ●上京の典獄諸士を迎ふ

東台の花落紅狼籍たらむと雖も、正に墨堤の春は、遠く雲霞を草めて、鰲鸞たるの本月二十五日、是、諸士の轡を駢べて、東都に入らむとするの吉日ならずや、吾人何を以てか、之を迎へむ、満都の春光は以て、諸士を満足せしむるに足らず、繁鬧胸に痞えむばかりの光景は、諸氏の清閑を擾さしむ、止むなくんば、唯、夫、諸士の知友同人相會して、揚抑煽々たる春風に誘はれ、眺めも飽かね、紅葩の下、餘念なく、治獄談を貪るの愉快は、是、諸士の地方に在りて、爲すを得ざるの會合なり、朝に省に入つては、論議譁々の士となり、各、其の本據を有し、旗幟正々の陣を張りたるも、夕に會に出て、は、驢語笑談、胸襟を披きて、經歷を物語り、時に或は失敗を談じて、後車の鑑戒どなさんとする者あれば、或は功績を縷説して、自、誇るの士あらむ、何れも、皆、治獄の範圍を脱せざるこそ、興味極みなれ、吾人何ぞ、諸士を迎ふるに、踟躕せむや、蓋、諸士も、亦、私に指を據めて、期する所あらむか、豈、夫、春を覺ゆるもの、獨、諸士のみならむや

今和正に諸士は、旅裝準備に忙しからむ、忙しさが中にも、百忙を排して迄も、諸士上京の土産として、一事

の爲すべからざるものあつて存す、乃、監獄日表、及、月表の調製、統計年表の調製、作業に關する諸帳簿様式の調製是なり、聞く所に依れば、是等は、典獄會合の時機を好しとし、總、一定を期せしめむ、存意なりと謂ふ、聊、左に調製の心得として、揣摩臆測して、之を解説せむ、若、夫、參考の資料となすあらば、幸甚し一監獄日表、及、月表の調製、日表とは、監獄に於て、毎日調製すべき計表を謂ふ、其の種類に就いて云へば、凡、如何なる計表は、毎日調製すべき性質のものなるか、所謂必要的計表を知らむと欲せむが爲なり、例へば、現員表、在監人監督表、勤務配置表、病種一覽表、就役表等は、是、今日何れの監獄に於ても、實行せらるゝ所のものなり、此の他、尙、必要とすべきものなきか、若、之ありとせば、其の種類を考查し置くを要す、而して、表式に至つては、如何なる体様を用ふるを、最、簡にして、便なりとするか、表式の如何に依つては、却りて、一覽の便を空しうし、且、之が爲めに、人を要するの、不經濟あらむ

月表とは、彼の内務省に報告すべき、在監人月末人員表を指すに非ざることを、注意せざる可からず、凡、監獄に於ては、如何なる表を、(種類)如何なる表式(体様)に依りて、月計し置くべきか、在監人の出入は勿論、在監者の刑名、罪名別、滞獄日數調、工錢一覽表、文書取扱件數等なるべきか、其の他、一箇月に於て、爲したる事務の成績を知らむが爲めに、某種の統計表を、調製し置くの要なきか、總、是等の事項は、實務家の胸中に、蓋著せられて、日々幾多の思考を費されつゝあるものならむ、固より、内務省に於ても、此の成算なるもの存し、敢、諮詢を要せざるが如き感あらむと雖も、而かも、机上の立案は、地方的の情實を容れず、理論の上より一見すれば、間然する所なきも、往々實務の抵牾を來たし、或は完美ならんと雖も、之が爲めに、幾多の人を要するが如き事情なきにしもあらず、是等は、尠なくとも、實務家の諮詢を要する所以にし

て、計表をして、成るべく實行的ならしめ、成るべく、簡便ならしめむことは、諸士の任にして、之をして、成るべく、完全ならしめ、些毫の情實だに容るゝことなく、成るべく合理のものならしめむことは、内務當局者の任務にして、氷炭容れざるの所、調和融合の策に出で、始めて、實行的の完全なるものを得るなり一、統計年表の調製 各監多くは、統計年表を調製し、之を印刷に附し、各縣に配附するもの、如し、現に内務省に於ても、其の配送を受けたること、數十部なりと謂ふ、然るに、今、是等のものに就いて、仔細に觀察を下せば、各縣、各、所好の様式に依れるを以て、全國相比較對照するの便を欲く、固より、一縣内の事情を詳悉することを得と雖も、既に統計年表を調製する以上は、其の之をして、互に相比照し得るの目的を、貫徹せずんば、比較的、利益を得ること能はざるなり、故に此の會議に依りて、種類と体様とを一定し、以て、其の利益を擴充せしめむと欲する眞意ならむ

一、作業に關する諸帳簿類の様式 作業に關する諸帳簿類とは、素品出納簿、製品出納簿、素品受拂簿、製品受拂簿、就役人名簿、注文簿、日課表等を謂ふ、從來作業に關する諸帳簿類の繁閑、區々に出でたるや久し、苟、事作業に涉る以上は、經費の収支に關するを以て、極めて、重大なりと謂はざる可からず、然るに、繁關其の要を失し、往々収支の上に、圖る可からざる損失を醸すが如きは、抑、また其の當を得たるものに非ざるなり、是を以て、其の種類と体様とを定め、嚴密に素品製品を監督し、工錢の収支をして、精確ならしめむことを期する所以なり

典獄は、以上の三項を稽查し、土産として、上京せざる可からずと謂ふ、而して、其の之を稽查する方法如何、固より、典獄は万能の才を有する者に非ざるなり、否、寧、事務を知るの一点は、實際其の務に當る主任

者に若かじ、是を以て、主任者、及、其の他の上等司獄官會議を起し、廣く署員の意見を集合し、その優等なるものを選びざる可からず、必ずしも、現行の様式と、限定せざるなり、若、監獄に於て、實施せられつゝある所の様式にして、可なりと認めれば、之を土産となすも可、其の間、異見ありとせば、之を訂正増減して、土産となすも、亦、妙なり

典獄會議の主要、豈、惟り計表のみに止まらむや、身分帳の改正、階級法の實施、行狀勘査内規の改正も、亦、その一要項とし聞けば、豫め是等のものも、審査し置き、各自の意見を、發表する所あるを要す、此の他、若、諸士に於て、會議に附すべき要件ありとせば、自由に提出し得ること、恐らくは、前の典獄會議と同一ならむ、故に是等のものも、亦、調査し置くの要あらむか

要するに、行李匆忙の際、以上各項の調査を、諸君に強ふる所以のもの、寔に好土産たるべきを信すればなり、瞬時も早く、諸士の英姿に接せむことを、冀へばなり、頭を回らせば、松源樓上、諸士の盛宴に陪してより、早既に三星霜を過ぎぬ、此の日月の間、また語るべきもの尠なしとせず、情懷胸に溢る、異日發洩の期あらむ、予輩喜んで、席を清りて、諸士を竣つべし

## ●監獄監督權の分離

別 天 生

久しく、世の風説となりし拓殖務省は、今や正に其の實体を顯はし來り、吾人をして、其の監獄監督權分離の利害を、講究せしむるの機に會せしめたり、予輩は、初、勅令第八十七號を以て發布せられたる、同省官制を覽るに、北海道に在る集治監は、依然内務省の直轄たるべきものと信じたり、然るに、事体之に反し、新に設置せられたる拓殖務省の監督に歸するの形態ありて、現にまた此の解釋を探るもの多きが如し、我輩は、事体の斯の如きにも拘らず、今、尙、確く信じて、疑はざるものなりと存す、請ふ其の理由を述べ、

全省官制第一條は、拓殖務大臣の監理事務を示して曰はく、(一)台灣に關する諸般の政務(二)北海道に關する諸般の政務にして、從來内務省の主管に屬したる事項と、而して、北海道に關する行政事務の主たるものとは、固より、内務省の主管たりしなり、今、この内務省主管たるの事務を委ねて、拓殖務省に移さんとするは可し、然れども、之を解して、監獄事務たる集治監の監督をも、移すと謂ふは否なり、何となれば、集治監は、其の所在地、北海道に在りしと謂ふのみにして、北海道に關する行政事務に非ざればなり、其の主たる要項は、監獄の点のみを以て、行政事務の分割を施したるものとせば、何ぞ一歩進んで、山林漁獵通信事務、及、教育事務迄をも、拓殖務の權限に委ねざる、此の点より觀るも、從來内務省の主管に屬したる事項とは、所謂地方行政を指示し、監獄の如き特別行政を、包含したるものに非ざるなり、況、全第二條に於て、大臣は臺灣總督、及、北海道廳長官を監督すと、明言し、集治監典獄の字句なきに於てをや

實相は、既に我輩の解釋を誤れるものなりと、判斷し來る、我輩、また當局者の意を曲げて、區々の辯を弄するものに非ざるなり、若、當局者にして、集治監をも、拓殖務に移したるものとせば可、唯、監獄將來の点に於て、一言せむのみ、要は主として、茲に在り

凡、行刑の軌一を期せしむるには、一省をして、之が監督を施さしむるに若くはし、區々たる監督者の異見を以て、而かも、刑罰執行の統一を計らんと欲するものは、恰、源泉の濁浪を以て、末流の清きを望むが如し、

固より、北海道臺灣に在りては、諸般の事情、内地と異にすべきは、言を俟たずと雖も、行刑の本位に至りては、其の基礎を、全一に爲さざる可からず、或は野蠻の習俗に對しては、慘虐酷遇を以て待つこと、却りて懲戒の効を奏するものなりと、唱ふる輩なきに非ずと雖も、是、所謂血を以て、血を洗ふの、暴論に過ぎず。現に獨國に在りては、其の監獄の監督をして、内務司法兩省に別ちたるが故に、其の行刑の歸一を缺くの嘆は、往々學者實務家の口より洩るゝ所と、なれるにあらずや、其の他歐洲各國は、多くは、内務省唯一の監督に歸せしめたり、或は人種の異なる者に對して、特別の監督を施す變例の如きは、我輩之に對して、毫も非難を加へざるのみならず、却りて、益、之を奨揚せんとするものなり、乃、臺灣土民に對するもの、如きはなり、外國に在りても、亦、此の例尠ならず、印度人に對する印度大守の監督、佛國アルゼリー人に對しては、全都督の監督を以てするものは、其の一二とす。

若、夫、集治監の囚人をして、全然拓殖の要に供し、從來の方針を變更するものとなさば、我輩將來を豫想し、轉、酸鼻の情に堪へざるものあり、凡、殖民地に、追放するの弊は、所謂該地方良民を盡するに在り、若、漫然年々増加すべき放免囚を、全地に放たむか、殖民の弊事、是に於てか怪されりと謂ふべし、是を以て我輩は、集治監をして、拓殖務の管轄に歸せしむるども、從來の方針を、一變することなからむを、切望せざるを得ず。

## 刑法のはなし

虚心亭主人

森しい中で、居眠をして居る時に、急に靜になれば、目が覺めるもので、客の書生も、今、主人の談のときかれたに氣附いて、ツイと頭を擡げて、居前を取繕はうとする、主人の男は、之を見て、見ぬ振に

主「如何です、皆様た樂に居らつしやいませんか、僕も失敬します

と云ひながら、アグラをかいて、讀み續ける

主「只今も申します通り、現今は前以て、規則が出来て居つて、それにある事であれば、決して犯罪とは成りません、また前以て、規則で示された刑罰でなければ、決して勝手に加へる事は出来ません、そこで、裁判官が有罪を宣告するには、判決文の中に、被告人の所爲は、刑法(又は他の何々規則の)第何條に觸れたから、何々の刑を科するといふ事を、書かなければならぬ譯です

處で、刑法といふものは、誰が造るか、出来上つた處で、何ういふ種類があるか、何ういふ効力があるか、何ういふ手續で、消滅するものであるかといふ様な、刑法といふ法律、其のものゝ、發生、種類、効力、消滅の事に關した、いろ／＼なお話がありますが、それらは、都合に因つては、ゾット末にね談する事にして、今は省略して、直に犯罪の事を、述べやうと存じます

一つの罪といふものか、出來上るには、いろ／＼な元素が無ければなりません、恰度此處に在る水は、酸素と水素と化合して、出來て居るといふ様に、罪といふものは、普通要素と、特別要素とが、合併して成立つもので、刑法に就いて申しますれば、普通要素の事は、刑法の總則の中に、定めてあつて、特別要素の事は、第二編以下に定めてあります、と云ふで……

商「一寸、御話の鼻を折つて、甚、相済みませんが、どうも私共には、其の普通要素、特別要素と、おッ仰るのが分りかねます」

主「左様です、御承知の如く、罪には、いろ／＼な種類がありまじやう、人殺とか、泥坊とか、火附とか、よう御座いますか、その中で、人を殺すといふのと、物を盗むといふのと、火を付けるといふのとは、皆、違つて居りまじやう、そういふ様に、人殺なら人殺限り、火附なら火附限りにある要素の事は、特別要素と申しまして、十二才未満の子共の業であれば、現今の規則では、人を殺しても、火を付けても、刑罰を加へない、刑を加へるのは、十二才以上の者に限るといふ事は、總ての場合に通じて、居ります、そういふ様なものを、普通要素と申します」

人間に譬へて申しまじやうならば、目が横に附いて居つて、鼻が縦になつて居るといふ様な事は、苟も人間である限り、日本人でも、亞弗利加人でも、歐羅巴人でも、同じ事でありまして、縦鼻横目は、人間たるの普通要素であります、日本人は黄色、亞弗利加人は黒色、歐羅巴人は白色である如きは、其の人種限りの、特別要素であります、犯罪の要素の事も、そんな調子に、お考へになれば、よからうと存じます

犯罪の普通要素は、第一に明文の刑律なるを、第二に精神に關する一定の條件、第三に

所爲に關する一定の條件ある事、第四に權利實行でないといふ事の、四つであります  
第一要素たる律に明文がなければならんといふ事は、此の話の初に申上げた事であり、前以て法律が罰して置いた事ではなければ、罪とはならない

書「君、其の事ですがねい、法律の明文が、犯罪の成立要素だといふ論は、僕は採るに足らぬと思ふね、先、法律の規定があつて、其の規定の中に示してある、犯罪の事だから、犯罪の要素といへば、意思に關するもの、所爲に關するものなどで、之を定めた規則、其のものは、要素ではなからう、加之、法律が犯罪の要素だなんぞといふと、法律は却つて、罪を造るものだと、云はざるを得ずじやないか

主「君は法律を御研究になつたといふ話だから、君限りに云ふが、一刑律の明文を、犯罪の「要素とするの論は、動もすれば、君の御説の様な駁論があるが、少しも不都合はないのだ、犯罪に實質と形象との區別のある事は、君も御承知だらう、犯罪の實質には、固より、明文あるを要しないが、形象的の犯罪、國法上の犯罪、もつと卑近な言葉で云へば、裁判官が宣告し得る犯罪には、どうしても、前以て之を罰するの明文ある所爲でなければならん、我輩は、今、形象の論をして居るのである、國法上の現象を述べやうとして居るのである、解釋論を陳じて居るので、それには、律の明文も、一要素として、擧げなければならん

書「而も僕は、犯罪の實質と、形象の區別とに就いても、意見がある、刑法論……あの刑法論といふ著書の見解は、僕は不賛成で……

主人は、此の言葉に、何か思當つて、ニヤリと笑つた、別段議論はしないで、マア……と云ひながら、壓制に書生の言論を止めて、實は其の刑法論はと云ひかけたのを、また云ひさして、少し考へ直し

主 勿論うれにも、賛成不賛成はあらうけれど、さう深入りした論は、君と僕と、差向ひの時にしやうじやないか、折角僕が皆様の前で、講釋的に面白可笑しく、一席の興を添へやうといふ處で、そんな事までを、かつき出しては、徒にしびれの種じやないか

書生は大に然りと、二度繰返し、講論は負けないが、社交的の反駁に、一本まわつたと云はぬ斗の顔付で、じや、あどをやり給へど、云ひながら、びんの中に残つた十分の三程の麥酒を、手酌でグイと呑む、主人も一寸舌をうるはして

主 そこで、第一の要素たる明文の事は、前に申した様に、只今は省きまして、第二の意思に關する事と、第三の所爲に關する事とを、申します

全体我々人間の舉動には、神識舉動と、無神識舉動との、二様ありまして、(と云ひながら、一寸考へて、前の湯沸を採り)かういふ様に、此の湯沸を持たうといふ事を考へて、持つ類のは、神識舉動の中であり、また(と周圍を眺むれば、給侍の女、麥酒の徳利に、手を掛けながら、面白くもない談に、睡くなつて、切りに目をしばた、く)あの別品が、目をしばたたく様に、別にさうといふ考もなくつて、止だ身体の一部の働く類は、無神識舉動であります

此の意外の説明に、一同女の方を見たから、女はキマリの悪いを、云ひくるめるといふ語氣で、よう御座いますよ、貴方だつて、シャベリながら、眠そうな目をして、居らつしやるじやありませんかどやり返す、實は女中ばかりでなく、客も主人も、幾分か眠くない者はないのであるから、主人は切りに、客に勸めて、横になる者は、横になる、立膝頰杖、アグラに腕組など、勝手次第に、一座はクツロギの極点に達して來た、主人も乗地になつて

刑法上の犯罪は、何の考も無い行爲、即、無神識舉動では、成立しません、必ずや、一定の條件を備へた精神が存して、其の精神に伴つた一定の動作があつて、初めて成立つものであります、そこで、刑法の各本條の中には、通常、預め謀りて、人を殺したる者、他人の所有物を窃取したる者、火を放ちて、人の住居したる家屋を焼燬したる者といふ様に、所爲の事ばかりを定めて居りますが、此等の犯罪があつたとして、刑を加へやうとするには、まづ精神上の要素から先に、調べなければなりません

第二の要素たる精神上の關係に就いては、辨別と、自由と、故意との、三ツが無ければ、罪とはならない辨別といふのは、恰も俗語の分別といふに似て居つて、事物の是非善惡を見分ける心の、働きを謂ふのであります、他人に物を施すのは善い、他人の物を取るの悪いといふ様に、心の中で、善と惡とを、振り分けるのが、辨別であつて

辨別が無い者は、何事をして、罪とはなりません、而らば、何んな人は、辨別心があり、どんな人は、辨別心が無いかと申すに、其の事も前以て、法律が定めて置いた場合があります、(其一)は、幼年者であつて、十才以下の者は、總ての場合に、無罪であります、勿論十二にならない者で、随分利口な者も無いではありませんが、法律が十二才に満たなければ、辨別心が出来ない認定して、總ての事を罪しないのであります、次に十二才以上、十六才未満の小兒が、人を殺したり、火を附けたり、(犯罪行爲を)しました時は、裁判官が、まづ、辨別があつてしたか、無分別でしたかといふ事を、取調べた上で、罪の有無を定めるのであります、これらの事は、諸外國の刑法にも、いくらか、例の存る事で、次に十六才以上、二十才未満の者は、辨別心が無かつたといふ事を理由として、無罪となる事は、出来ませんけれども、大人よりは、何分智識が少ない

といふ處から、刑一等だけを減じてやるのであります、十二以上、十六以下の者が、辨別心あつたといふ認定で、有罪にされた時は、二等を減じてやらなければなりません、これらの事は、刑法の第七十九條、八十一條、八十一條、八十三條を御覽になれば、您なにも、宜くお分りになります、(其二)は、發狂者でありまして、發狂者に辨別のない事は、甚、明な事であり、其の所爲を罪として、論ずる事は、出来なといふ、刑法第七十八條の定です、(其三)は、耳も聞えず、口もきけない不具者、即、瘖啞者で、これも智識交換に必要な二大機關を失つて居つて、到底健全な大人程の辨別を、持ち得ませんから、刑法八十二條に、不論罪となつて居ります

十二になりませぬ者は、どんな事を致しても、お構は無いです御座いますかねい、……して見ると、おれは、間違つて居りましたのかしら、二三年おどに、私の隣り村の者で、十才の時に、お寺の賽銭を盗りまして、おれが知れました、懲治場どやらへ、入れられて、今に歸つてまゐらない者が御座いますよ、……處がどうで御座いますやう、随分ひどい親もあればあるものじや御座いませんか、その事を告げた者がありましたらば、なに小供のする事は、仕方がない、小供に物を盗られる様な事は、盗られるものが、マヌケなんだ、なぞと、アベコベに、悪く申したものですから、内済に出来る處でしたと、遂に訴へる様な事になりましたつ

主 其の事は、懲治場の留置と申しまして、刑罰では無いのです、お談の様な、無法な父兄の傍に置かしては、善ども悪どもつかない者を、正直正銘の悪者にする恐があり、左程で無くとも、復々悪い事をする様な事がありましたは、良民の迷惑でありますから、八才以上の小供や、瘖啞者などは、摸様に依りまして、

懲治場へ入れるのであります、懲治場の留置は、全く政府が、父兄の無い悪少年、又は父兄があつても、善くない悪少年などを、教育もし、監督もするといふ、仕組であります

それに牽連してのお談であります、懲治場に在る悪少年を教育し、監督するのは、やはり、監獄の教誨師、及、其餘の役人であり、留置處分の性質位を知らない者は、無い筈でありながら、さていよく、おれを實行する段になれば、動も致しすると、通り一遍の、お役目仕事で済ます者のあるのは、實に不都合千萬と、申さなければなりません、留置處分の性質が、悪少年などを、教育監督するといふのであつて見れば、自身は、親の心持で居なければならぬのです、不具の子を持つた親が、病院にかよふ心持で居ますれば、多くは、効を奏するのではしやうが……此の事に限らず、監獄の職務などは、人爵に懸々たる間は……甚しきに至つては、俸給だけが欲しさに、定めの間だけ、やうく働く様な心持の者がある間は、何程立派な規則があつても、なんにもなるものではありません……

云ひまして、深く感ずる事があるか、主人は暫く無言に、やがてかみつく様に、女中に麥酒の酌を命じて、一呼吸に半分も呑む、客も談の切目を利用して、急に烟草をすふものもあれば、下戸に近い者は、一盃足らずの酒の酔覺の氣味で、水を呑ひのもある、先に社交的の反駁で、少しまゐつた神奈川の先生は、此の度は、自分の世才を、おのめかさうとてか

書、發狂者の事と思出でたが、僕の郷里で、十幾回やら、火を附けた奴があつて、それが縛に附いた時は、一同であんな奴こう、昔の火刑にしても、尙、足れりとしないなぞと云つて居つた、處でいよく、豫審が終結して見ると、豈、測らん、おれが放火狂であつて、無罪放免を申渡された事があります、實に僕なども、一驚

を喫した、氣違に刃物といふのは、危険なものとなつて居るが、放火僻のある發狂者も、決して、之に譲らない危険なものですね

説き了つて得々たる、敢て之を不平としたのではないが、眼鏡が青ければ、世界が青く見える道理で、中心激した耳を打つたから、主人は此の語にも、亦、慷慨の火先に、油を注がれて

主 其の事です、今、た談の放火狂などは、幸に狂者ど知れて、放免されたから、少なくとも法官は、其の職を盡したと云はなければなりません、法律學を修め、或は法官となり、或は辯護士となる者にして、時に補助學の必要を解せず、其の必要を解するも、之を修むるの勞を辞して……狂者の如きも、狂者たるを、發見する能はず、有罪の宣告を下し、監獄に投じ、而して克く其の職を盡くしたるの感を、招く者が在るは、如何にも奇怪至極で

元來法官でも、辯護士でも、各種の法律規則の解釋だけを知つてさへ居れば、其の職を盡す事が出来る様に、思つて居つたならば、取も直さず、法律の文字を知つて、法律の精神を知らないといふ、確な証據です、民法であれ、商法であれ、刑法であれ、一面に法律論があつて、一面に事實論があつて、事實の認定に當を得て居らなければ、真正なる法律の適用を見る事は、出來ない、事實の認定が、當を得て居つても、間違つて法律を解釋して、之を適用すれば、亦、固より、不都合である、そこで事實上の學識經驗が、敢、法律上智識より、重いと云はれないが、正理は双方に輕重が無いといふ事である、それに何ぞや、法律の論と云へば、額上角を生じ、口角沫を飛ばして……而して補助學の研究と云へば、口へば云はないが、腹の中では、徒勞の如く考へる

精神病の事などもさうです、精神に障礙のある者は、大体どういふ様な徴候があるか位は、知つて居らなければ、第一、専門家に、鑑定を依頼して見やうかといふ考が浮ばない、そこで、自分鑑定の等閑處分で、れ役目を濟ました様な心持になる、明治十五年、現行刑法の實施されてからも、狂者を狂者ど知らずして、有罪の宣告を下し、不當なる刑苦に呻吟させた者は、恐くは、何人の想像する處よりも、多いでしょう……時に宗教家などは、巨惡を産すも、尙、死刑は、殘酷であるといふ、我輩の目からは、不當な刑は、一日の拘留、五錢の科料が、却つて、一層殘酷である……我輩は、實にさう思ひます

主人が氣儘万丈といふ勢に、客一同は、少し驚いた様子である、寧、時々専門語などが混つたので、分らなくなつて、呆れてこれでは、面白いといふよりも、迷惑といふ様な負付である、主人に就いて云へば、先に法學書生に、餘り深入した論を止めよと云つたのに、矛盾して居るではあれど、法學生の方では、斯うなれば、自分の範圍内に蘇生したとも思へたか、急に元氣附き、部屋の間から、衣紋竹を二本探出し、之を左右の腰に、水平に搜して、上に大きな風呂敷を掛けた、成程一寸前に演説用のテーブルを置いた風情に見える、貞附を見れば、主人の語氣を續いて、何か過激な演説でも、遣りさうであるから、主人が注意をした處が、その正鵠を得たらしく、折角の意氣込みに、碎かれた様子であつたが、ヤツと考へて、而らば、刑法談の續を、少し僕に遣らせ給へどことわつて、演説の身振よろしく、咳一咳

(未 完)

### ●典獄諮問會開かる

(其の得る處如何)

平素希望せし典獄諮問會の美譽、いよく發表せり、其の期日は、來廿五日にして、開會期は、凡一週間位なりと云ふ、始めには、知事諮問會の後にはせんと噂もありしが、知事諮問會は、延期になりしを以て、其の後とせば、いつになるか、預、計り知ることを得ず、況、緊要なる諮問案ありて、あまり長引くこと能はざれば、俄に知事召集の前に當りて、之を開くこと、決定せられしかに聞く、典獄諸君の、まことに待ちたる此の會合、其の携へ來る處の腹案、果して如何、而して、又、諮問せられ、指示せられたる事項に對し、之を實地に施すの決心、果して如何、必ずや、局面一變の美果あるは、疑ふべき處にあらす、然れども、翻りて、明治二十六年の會合を顧みれば、大に塞心すべきものなきにあらす、其の際、揭示せられたる獄務概則は、各地悉く之を實行しあるか、其の他、最、緊要なる、且、實

に不便を感ずる處、之が改正案に對しては、随分各自の意見もあるべく、此の案より、監獄に於ては、重大の關係を有するを以て、審議練研究せらるゝものならぬ、而して、身分帳の改正に至りては、予輩、亦、孰れの事項が、不便なるかを知らずと雖も、或は行狀表の如き、其の中一二の、添付書類に止るべきものなるべし、未、創設後、日、尙、淺き身分帳にして、根本的改正を要するが如きは、予輩の、尤、敬服し能はざる處なり、然れども、此の案は、各府縣、悉、其の真味を知らざるものあるを以て、所謂目明千人、盲目千人とも云ふべき有様なれば、意外に異論の出づるかも、計り難し、然れども、固、諮問會のことなれば、如何に客論壯語、事理を埋没せんとするも、其の意思を貫徹すること能はざるは、明かなり、さりとて、又、一も二もなく、御道理御尤もにて、實際の不便理を知りながら、屈從する如きは、職責を盡したるものに非ず、宜しく以て、平素の經驗と、監獄改善の目的とに従ひ、苟、不便不利ありと確認せば、淳々其の意見を陳辨し、諮問會の旨趣を、實かざるべからず、予輩の常に憂ふる處は、兎角慣習を打破するに、客かなるもの多きに在り、慣習壘

行するに容易なる賞罰の件、看讀書籍の件、假出獄の件、醫務の件、の如きは如何、殊に是等の事項は、揭示なきに先だちて、施行すべきものなるべきに、其の揭示すら、馬耳東風に聞流したるものあるが如きは、其の責至大なりといふべし、今回の會合、若、此の如くんば、予輩また何をか云はん、只、要路者に向ひて、根本的の決行を要するの外なきなり、或論者の云ふ如く、今日の各府縣典獄中、十の七八は、舊世界の人傑、封建的「グレートマン」、判任官界老隱の、休息所たる實体あるを、慨嘆せしむるなかれ

時正に烟花三月、墨堤の花、艶嬌を競ひ、池頭の新柳、綠濃かにして、來駕を俟つもの、如し、會合諸君、烟花に眩酔せず、他日、自、花實の美を競ふの覺悟なからざるべからず、記者謹みて、告白すること爾り

### ●其の諮問事項

(大半の美も食せざれば味なし)

予輩の推測、百中の明は、保証する所にあらざるも、這般の諮問案は、豫、風説ありし如く、また本誌に記載せし如く、其の重なるものは、行狀調査規程、身分帳簿改正案等なりと、行狀調査規程は、實務家の、類

守は、改善の仇敵なり、其の仇敵に逢ひながら、之を征服すること能はざるもの、奚ぞ改善の旗幟を揚ぐることを得べけん、這般の職に與るものは、須らく、慣習なる腦漿を排却して、應答するの覺悟あるべし、平素自己の取扱ひ來たる處の、凡の事項は、即、先入師となり、容易に動かし難きは、人の弱点なり、己に、此の心ありとせば、如何に美善なる方法ありとて、之に首肯すること能はずして、未、其の味も知らず、著をも着けずして、廢除せんとするに至る、一見以て、難事たるべしとするものも、履行の曉に至れば、從前の方法より、便利なるもの多し、俚俗に云ふ、「くはすさらひ」の弊に、陥ることあるべからず

### ●監獄に關する表式

(一定するの議ありと)

各府縣監獄に於て製する監獄統計表、并に日表月表等の類は、各府縣區々にして、通覽對照に、不便なるは、皆、人の知る處なり、此等の表式は、主務省に於て、一定せしむるの必要なきかと、予輩は常に疑ひを存したりしに、今般諮問會に就き、府縣へ通牒せられし事項中、右等の表式を一定する取調ありしと聞く、現在の

如く、區々一樣ならざるものを、一定するには、其の艱難容易ならずと雖も、成るべく、各府縣とも、精密の提出ありて、此の際、其の目的を達せられんことを、切望す

### ●警部長の諮問會

(監獄思想を注入すべし)

警部長諮問會も、本月十五日より、一週間の見込を以て、開催せらるゝと云ふ、此機に於ても、亦、監獄に關する指示等のことなかるべからず、彼の監獄の一種たる、警察署附屬の留置場は、如何なる有様なるか、予輩爰に贅せずと雖も、讀者諸君の、克く知悉せらるゝ所、此は固より、留置場を監督するは、典獄の責務に在り、雖も、直接之を掌る處の警部を監督するは、警部長に在り、況、典獄の訓諭と、警部長の命令とは、直接司掌者に及ぼす効果に於て、霄壤の差あるをや、是を以て、留置場の改善に就いては、先、警部長をして、力を盡さしめざるべからず、其の之に力を致さしめんとせば、斯かる機會に際會し、十分に監獄改善の思想を注入せざるべからず、當局者の明、予輩の杞憂を要さざるべしと雖も、婆心を以て一言しぬ

### ●拓殖務省と北海道と

(北海道の監獄は別物か)

拓殖務省官制の上より見れば、北海道廳の監獄署、及、同地に在る集治監は、内務省の管轄を離れたるが如し、殖民地の監獄にして、中央監理部の異なるものあるは、歐洲にても、其の類少なからずと雖も、這は、只、流遣刑、若しくは、開拓の爲め、外役せしむる爲め、設けたる監獄にして、北海道の如きものは、大に其の趣を異にせり、將來此の分離より生ずる處の、不利、不便は、暫く措き、監獄制度の上に及ぼす處の害は、幾干なるを知らず、予輩は望む、假令主務省は異なりと雖も、行刑の旨義、及、方法は、從來と變ることなく、一貫不易の方針を、執られんことを、是、多くは、典獄施設の如何に存するのみ

### ●休職看守復職のときの召募旅費

(参考の爲め)

休職看守に、復職を命ずる爲め、呼出したるとき旅費は、無官のものど見做して、召募旅費を給するか、又は現任者ど見做し、普通旅費を給するかは、往々疑ひある趣なるか、右は現任者同様の旅費を支給せらる

### ●假出獄人員表

(卷首の表に就いて)

今、明治二十三年より、全二十七年に至る、假出獄、及、假出獄停止人員表を見るに、年々在監人は、増加するも、假出獄を許されたるものは、却りて減少するもの、如し、其の原因は、種々あるべしと雖も、一には、之が調査に意を盡さるゝか爲めなるか、然れども、調査の綿密なるに比しては、停止人員、比較的減少せざるを、悲まざるはならず、而して、在監人の多少にも、原因することなれども、其の多き處は、年々定まりて、其の少き處も、一定しあるが如し、又、年々停止人員の跡を絶たざる縣も、一二あるが如く、無暗に假出獄を許すは、其の害多しと雖も、一ヶ年に、一人の假出獄者なきか如きも、亦、敬服すべきに非ず、其の詳細は、卷首の表に就いて、瀏覽を乞ふ因に記す、今、尙、二年以下の短期囚の、假出獄を稟申せらるゝものあるかに聞きしが、如何に、改悛の状あればとて、斯かる短期囚に、假出獄を許すは、長期囚との比較、且は刑法の精神に悖るなきか、一考を煩すべき事になん

ことに、定まりをると云ふ

### ●感化院保護場の擴張方法

(佐野氏の計畫)

監獄事業の何物たるかを、知らざるもの多き、今日の社會にては、新聞にわれ、又は演説にわれ、斯事業の爲めに、社會衆人の視聽を傾けしめんことを、勵むるは、最、肝要の事なりしが、如何せん、世の操觚者たるものにては、未、以て監獄事業の、必要を表白するもの少なし、本會の佐野尙氏は、常に茲に計畫する處ありて、彼の赤十字社會員募集の例に倣ひ、感化上必要な幻燈を以て、廣く社會に示し、以て感化保護の、等閑に附すべからざるを、悟らしめんとて、數年間工夫を凝らし居たるが、今回靜岡縣保護場擴張の件に際し、同地の慈善家、金原明善氏に謀りたるに、非常の稱賛を得、同氏の助力を以て、感化保護に關する幻燈を、設備することを得たり、先、其の映畫は、感化部、監獄部、保護部の三種に分ち、感化部は、嬰兒の生育より、家庭教育の良否に依り、終に少年となるもの、監獄部は、獄内に、懲戒若しくは、感化の二方法を以て、囚人を歸善せしめんとする有様、保護部は、歸善したる囚人も、

出獄後寄るべき處なく、若るに衣なく、食ふに食なくして、終に親友に誘はれ、再、罪惡に陥落するの状態を示し之に加ふるに、歐米若しくは、本邦に於ける古昔の慘刑逆遇の有様と、今日開明の時に於ける、刑罰の方法とを、相對照比較せしもの、數百種を集め、以て保護會社擴張の理由と、感化院設立の急務とを、最、明瞭に、最、簡易に知らしめ、犯罪撲滅は、獨、監獄のみに、一任することなく、社會も、亦、大に其の責を負擔せざるべからざる原因を、演説する計畫なり

●監獄協會の大會

(五月三日開催す)

今般各府縣典獄の出京に際し、本會々則に依り、本會の總會を開くの計畫なりしが、右は去る明治二十六年開催せし例に倣ひ、名譽會員、及、特別會員、其の他獄事上有力者、若しくは、學士博士等の演説をも、要請し、且、獄事上緊要問題に付、協議する處あるべし

●本會常集會の問題

(廣告参照)

從來本會常集會問題は、會議當日、各自に携帶せられしものを、議することとなりしが、斯くては、議事の精

竅を期すること難く、且、會員より、注意を蒙りたることもあれば、爾來は、前以て、本會に提出を請ひ、而して、本誌に掲げ置きて、研究の便を計りたる上、議題となすことを爲しぬ

●三池集治監の調査濟ひ

(整理しあるを悦ぶ)

前號に記載せし三池集治監事務取調として、出張せられたる監獄課員、及、庶務局會計課員は、去月廿八日歸京せり、同監の摸様を、洩れ聞く處に依れば、典獄の熱心に、事を見らるゝの結果なるか、萬般の事務、克く整理しありと云ふ、併、油斷大敵の語もあれば、整理したりとて、何時逆退するも、圖り難きものなれば、益、奮勵あらんことを望むになん

●新任山形縣典獄

(實務者より出でしを悦ぶ)

山形縣典獄の候補は、實務家より出づるならんとは、密に想像し居たる處なりしが、果して、宮城集治監の書記小林孝義氏、其の任を襲へり、氏は多年獄務に従事し、殊に會計經理の事務に老けたるを以て、作業若しくは、事務上には、面目を一新すること多かるべし、

予輩は謹んで、氏に望む、今日の監獄事務、會計經理に不都合なきを期するは、勿論なりしが、遇囚戒護の事は、監獄の最大要務なり、由來同縣は、治獄の好評を聞かざる處、遇囚諸般の事務、共に揚かり、以て東北に稱たるの、覺悟あらんことを

●軍衛處斷囚の押護に就きて欠を

補ふ

(稻部生の原意を謝す)

本誌第九十四號雜錄に、軍衛處斷囚の、押送費區分方を掲載せしが、文足らざる處ありしにや、此の頃稻部生より、注意を受けたり、依りて、其の全文を掲げて、不文を補ふ

軍衛處斷囚の押送費區分

稻部生

貴誌第九十四號雜錄欄内に、軍衛處斷囚の押送費に就きて(地方の負担にあらす)てふ、記事を讀む右、押送費は、明かに區分あり、軍衛、即、陸海軍軍法會議に於て處斷を受け、軍籍を除かれたる囚徒は、其の軍法會議所在地の地方獄へ、必、押送すべきものに於て、(押送方は、其の軍衛監)此の間の押送費は、軍

衛經常費の支辨なり、其の後の費用は、地方税の支辨に歸す、但、内、罪罰の種類により、即、陸海軍刑法にて、徒刑、流刑、禁錮の刑に處せられたる囚徒に係る費用は、國庫費の支辨たること、猶、今昔の區別あり、之、左の省令の指旨なるらん

(參照)

明治十九年一月内務省第一號警視廳府縣ニ達

陸海軍軍法會議ニ於テ輕重懲役及ヒ剝官ヲ附加シタル禁錮ノ刑若クハ普通刑法ニ依リ懲役禁錮ノ處斷ヲ受ケ官職ヲ失ヒ軍籍ヲ除カレタル囚徒ニ係ル費用ハ來ル二十年度以後軍法會議所在地ノ地方税ヲ以テ支辨ス可シ

但從前陸海軍律ニテ處斷セラレタル囚徒ニ係ル費用ハ明治十四年三月第十七號公布ニ依リ區分シ陸海軍刑法ニテ徒刑流刑禁錮ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル費用ハ國庫費ヨリ支辨スヘキ儀ト心得ヘシ

明治廿年三月十八日内務省警甲第九號

軍法會議處斷之囚徒ニシテ海軍ノ監獄ニ拘束セラル者ノ費用之儀ニ付客年當省甲第一號ヲ以テ廳府縣ニ達候旨過般及御通牒候ニ付テハ來ル二十年度以降右罪囚因集治監ニ入ルヘキ者ト否ラサレモトニ拘ハラス總テ軍法會議所在地ノ地方獄へ送付相成度右ハ既ニ廳府縣へ訓令致候條費者ニ於テモ可然其向へ御達置有之度此段申達候也

追テ前文囚徒御送付之節ハ裁判宣告書ノ謄本ヲ御送致相成度候

也(記生曰は、本令には、單に海軍の監獄との分有之に依り、陸軍には、適用せざるものと解すべし)

### ●落花片々

●北海 道の監獄、又もまゝ、ことならん、獄制の變遷、否、監督廳の分岐、斯道の爲め、幸か不幸か

●獨逸 の監獄管理廳、司法内務の兩省に分岐し、其の不可なるは、彼我の知る處、其の一統は、多年の希望なりと

●彼れ に在りては、一統ならしめんとし、汲々たり、何の利する處ありて、我國今日其の愚を學ばんとする

●臺灣 の監獄官は、僅に二十七人にて足れり、囚徒の數幾干なるを知らずと雖も、四監獄九支署に分勤せしめば、一署、夫、何人となる

●看守 も、亦、總て百人と限定せられしと聞く、檢束の術、果して、充實を期し得べきか

●廿六 年の諮問會以來、典獄の新面二十一、更迭、亦、

名の巡回看守か、相會して、前日入監したる女囚の容貌、身上、罪質、郷貫、氏名、年齢等に付、頻に談話し居たる聲にてありき、依りて余は、其の逐一を知了するものなりと、全囚曰はく、然らば事實乎

服務中は、一切私事を談ず可からざることは、勿論なり、况、囚人の耳近き處に於て、他囚の身上を語るをや

#### (27) 看守の報告

囚人某、役場に在り、熱心に服役し居たるか、俄に顔を背けて、頻に笑を催せり、其の様、不圖既往の出來事を思出たるもの、如し、傍囚之を見て、怪訝に堪へず、潜に其の理由を問へば、該囚は、忙しく看守の方を指し、低聲に告げて曰はく、君は聞かきや、今、先、看守長の巡回に際し、彼看守が、囚員の報告を爲すを聞きしに、現在二十五名の囚員なるに、二十一名なりと稱し、恬然として、得意顔をなせるを見、思はず、噴飯せしなりと、兩囚、再、默笑數刻

總、上官に向つて、報告する事實は、最、周到誠實ならざる可からず、然るに、冷然虚偽を稱して、其の責を免れんとするものは、不忠なり、看守たるも

少しとせず、明論卓説は、舊者にあるか、將……時候 はよし、花は咲く、電光のやかましきなきとて、花に酔ひ、柳に眠るなかれ

### ●看守の規箴

異 山 生

#### (26) 看守の雜話

囚人五六名、全房に在り、互に世事を談し居たるが、甲囚某、突然語頭を轉し、物知り顔に、全囚に謂ひて曰はく、過日竊盜罪を以て、入監したる女囚は、頗付の美形なり、君等、若、之を見れば、如何の感を起こすべきと、全囚之を聞き、默笑して曰はく、男監と女監とは、堅壁を以て、之を隔絶せり、神通力を有せざる限りは、何ぞ能く、其の美醜を知らんや、況、女監に出入者あるをや、君請ふ、胡説を稱ふるを止めよ、甲囚、又、曰はく、道理は果して君等の言の如し、然れども、君等、未、一を知りて、二を察せず、余が之を知得せる理由を問はざるものなり、請ふ暫く黙して、余か説く所を聞け、昨夜深更余は廁に在り、不圖外部に、小聲の聞ゆるに心付き、何事ならんと、傾聽せし所、うは兩

の、須く忠實なれ

#### (28) 囚人の妙舌

甲囚某、乙囚に謂ひて曰はく、君は常に、囚人の得て知る可からざる監獄官吏の内情、及、其の褒貶黜陟等を、詳悉するのみならず、時として、新奇なる社會の出來事までも、知ることあり、故に他囚は、君を名づけて兎耳と云へり、然るに、君は何等の手段に依つて、之を知るか、乙囚之に答へて曰はく、余が之を知るは、他に方法あるにあらず、只、之を看守に聞くのみ、甲囚、又、曰はく、余輩、若、之を看守に問はんぞすれば、看守は、必、睥睨して叱す、君、必、妙術の他に存するものあらん、請ふ之を秘すること勿れ、乙囚莞爾として笑つて曰はく、看守が君等の間に答へざるは、蓋、短刀直入的尋問を試むるに坐するのみ、要は、只、看守をして、自然に口を開かしむるにあり、何を以て、然せんか、曰はく他なし、例を以て、之を云へば、看守が免職せられたることを問はんには、近頃某看守を見ず、或は病魔に襲はれしにはあらざるかと問ひ、又は、賞表授與の有無を知らんと欲せば、明日は、賞表授與式を舉行せらるべしと云ふものあり、

眞偽如何と問ふが如き方法を以てせば、看守は答へざらんとするも、勢、然り、或は否と答へずしては、止む可からざるに至る、是、余が難多の事實を、看守に付きて、探聞する秘術となす

囚人が巧言令色、看守に接し來るときは、必、他意ありと察せよ、若、然らずとすも、看守は、常に一言一句に、吝なれ

(92) 失敗せし看守

囚人某、全囚に語りて曰はく、余は過日は迄、抱腹せしことはあざりし、余が某囚に、一包の買物を附與せし矢先、看守は逸早くも、之を見咎め、大喝其の非行を詰責し、遂に看守長に報告すべしと云へり、依りて、余は平身低頭、之を謝し、偏に處罰を免れんとすれども、看守は頑として、之を聴かず、此に於てか、余は一策を按じ、看守に向つて曰はく、今、此の一事を以て、報告せんとせば、貴意に任す、然れども、魚心あれば、水心あり、日外や、卿が耕作地に、戒護に従事せしとき、某囚に喫煙せしめたることは、猶、瞭然として、余が記憶に存す、余は卿が爲めに、之を秘せり、然るに、卿は、今、余を看守長に報告して、

罪に陥れんとせば、余も、亦、卿が前日の事實を、告白して、看守長に上申すべしと、迫りければ、看守は、俄に省みる所あるが如く、報然として、余に謂つて曰はく、汝、後來再せんば、之を不問に付せん、汝、亦、余が前非を云ふ勿れど、謂ひて去れり

人を正す可き職に在るもの、己、亦、共に不正ならざらば、他の不正を矯む可からざるは道理なり、看守、若、囚人の爲めに、反撃せらるゝが如き非行ありとせば、汝は大なる監獄の害物なり

(30) 内役外役の利害如何

甲囚某乙囚に謂つて曰はく、當署には、囚人の役業を二大別して、内役と外役とせり、今、若、役業は、余輩の希望に、一任すと云へば、君は内外役、何れを取らんとするか、乙囚曰はく、監獄の役業は、何にしても、若は則ち苦なり、余は、寧、内役を取らんとす、何となれば、外役に服するもの、春風胎蕩、彌生の花時に於ては、氣色爽快、凄然たる囚体を忘却すも雖も、是、只、暫時にして、多くは暑に射られ、寒に侵されて、苦役に服せざる可からざるを思へば、内役に服する方、幾分か之に勝ればなり、甲囚曰はく、總て何事に拘はらず

經驗に富まざる者は、偶然なるものはならず、今、君が云ふ所は、一應道理あるが如くなれども、未、素人考たるを免れず、何となれば、内役に於ては、看守は、常に監督官の眼光を畏懼しつゝあるが故に、夫程囚人も、亦、窮屈を感ず、然れども、外役は構外に出づれば、看守は、監督者の眼光稀なると、一方囚人が逃走せんことを、恐るゝとの両点に據せられて、規則の有無を問はず、囚人を優遇するの風あり、或ときは、不時に休憩を與へ、或ときは、看守が携帯の煙草入を放在して、余輩囚人が、之に手を觸るゝも、咎めざるなせ、萬事氣樂なればなり

行刑のことは、終始一轍、厚薄偏頗ある可からず、看守たるもの、姑息なる愚考を以て、行刑の實を損すること勿かれ

海外通信

●小河氏より坪井印南佐野三氏へ

の書狀

拜啓、佐野君去月廿三日御認めの方書拜讀、先以て各

位、益、御清康奉賀候、次に小生不相換瓦全、乍憚御安心被下度、當地も此の冬は、殊の外寛かにて、仕合はせ致し居り候處、數日前より、寒氣俄に凜烈と相成り、塞國の本性を現はし、少しく閉口の形に有之、併し、如何に嚴寒とは申すもの、家屋の構造、暖室の裝置等、すべて、夫れ相應に行届さ居り候間、結局、我國に於けるよりも、遙に凌ぎ能く相覺え申候、佐野君よりは、毎度新聞雜誌御惠贈被下、奉深謝候、集治監並に、巢鴨監獄の寫真等も、其の内御送付可被下とのこと、難有鶴首相待り居り申候、小生も、來月初旬より、一ヶ月餘、大學の方、休期と相成り候間、此の機會に於て、多分、監獄巡禮の旅行を、試み可申積りに有之、追ひ、見聞を擴め候こと、樂み居り申候、尤も今日迄の處にても、既に大小各種の數監獄を、視察致し候處、中には、随分古風なる構造、乱暴なる規律の下に、管理致し居り候向も不尠、別して、到る處、多數小監獄の乱暴、不規律なるは、一驚の外無之、此の點に就いては、さして我國の弊況と、異なる所なき様被存候、當地に於ける小監獄は、多く裁判所の附屬に有之、監督と云ふは、名のみにて、直接の管理は、總て、無

智無能なる使丁同然の老朽看守に、一任致し、殊に驚くべきは、此に於ける在監人の賄は、多く此の老朽看守をして、一人若干と云ふ割合を以て、受負はしめ候事に候間、其の弊害、亦、少からず、時々ボンチ繪なせにて、其の實況を穿たれ申候、出獄四出迎の弊は、獨、我國のみならず、思ひの外、當地に於ても、亦、此の弊なきに非ず、獨、此の弊あるのみならず、之に加へて、尙、又、見送の弊あるは、奇と謂ふべし、但、此の出迎、又は見送なるもの、「モアビート」監獄には、絶無にして、「プレッツエンゼー」監獄に於て、多く之を見る、蓋、前者は長期囚(一年以上の懲役)にして、後者は禁錮囚(二日以上)に係り、其の収監區域の如きも、二者互に異なる所あるを以てなり、(例へば「モアビート」に於ては、年齢二十五年以下にして、一年以上、四年以下の懲役囚を、拘禁するの規定なるも、「プレッツエンゼー」に在りては、總て伯林の裁判所に於て、所決したる、禁錮囚を、包容するの規定なり)而して其の所謂、見送なるものは、自告入監の規定あるが爲めにして、「夫の入監遊ばずに妻が知らいで何としよ」夫婦の至情、左もあるべく、豫定入監の當日には、

両々相携へて、監獄の門前まで、來るもの少からず、中には、盛んに、朋友親族に伴はれて、揚々馬車を飛ばし、來るものすら、稀有にあらざ、殊に新聞集會條例社會黨取締規則等、違反の罪囚に就いて、多く其の弊を見らんとたり、然し、小生の實見する所に由れば、見送出迎ども、先、妻子父兄等の至親に限り、且、其の狀、頗、世間を憚り、己に耻づるもの、如く、彼の我國の顔役出獄の當日に見るが如き、公然群をなして、監門を煩はす等のこと、絶えて之なし、若、我國に於て、早晚自告入監の規定を、實行する等のことありせば、必見送の弊に堪へざるることなるべしと、思はれ申候所謂「監獄茶屋」なるもの、當國に於ては、絶無なり、眞に健美に堪へず、當國に於て、囚人をして、拘禁費(一日我が四十錢)を拂はしむるの規定あるは、治獄の爲め、欠點として、識者の非難する所なりと雖も、能く其の實相に入つて、之を研究すれば、此の規定ある監獄に拘禁せらる、罪囚も、之を我が此の規定なき監獄に拘禁せらる、罪囚に比すれば、寧、遙に、幸福なりと思はる、其の故、如何となれば、拘禁費なるもの、其の實、殆、名義のみに止まり、十中の八九までは、

免除を受け、爲めに妻子を飢ゑしめ、親戚知友に、迷惑を受けしむるが如きことなしと雖も、我國に於ては拘禁費の負擔なきに拘はらず、入監以來、直接間接に伴生する所の、入費少からず、一家倒産、妻子を路頭に迷はしめ、親戚知友に、迷惑を掛けしむるもの、幾何ぞや、而して、過半は、則ち所謂監獄茶屋なるもの、収利に歸す、接見を請はんと欲すれば、先、監獄茶屋の手を経ざるべからず、少くも、二錢三錢の手數料は、之を拂ひ、待合長ければ、從つて多くの茶代をも、拂はざるべからず、辨當料、過當なりと雖も、之を争ふ由もなし、外間人の、此に費やす所は、即、間接には、皆、在監人の負擔となる、富ある者は、産を破り、貧は、益、貧となる、監獄茶屋の弊は、小生も、亦、親しく實見する所にして、何ぞかして、之を矯正せんと、試みたること、曾に一再のみにあらず、彼を矯正するの策、唯、彼を自滅せしむるにあり、之を實行すること、何を必しも至難ならん、少くも、先、監獄の外間人に對する、すべて、手數の極めて、簡畧ならんことを要す

木名瀬君、兵庫縣へ御轉任の由、實務に出で、實務に歸る、此の間に養成せられたる技倆を以て、奮勵一番せられ候は、好果期すべし、斯業の爲め、慶賀する所に候、御序の節、宜しく御致聲、可被下候  
右は御返書旁々、申上度、付郵時間差迫り候間、此に擱筆仕候、匆々拜復  
伯林にて  
二月二十七日  
岳 洋 生  
坪井 兄  
印南 兄 各位待史  
佐野 兄  
小生へ御送付之郵便類は、直接左の宿所へ宛、御發  
送願候  
Via Sampanasco  
Ferr. S. Ogawa  
Luisen str. 63 II  
Berlin Deutschland  
●同上坪井監獄課員への書翰  
去月十四日、御認の御細書、今日接手、難有拜讀、先以老兄、益、御清榮奉賀上候、次に小生不相換無事、先便申上候通、新年早々、獄務研究會の開會にて、小生も

之に参列いたし候爲め、曉起晚眠(朝早く夜遅しどの意味)奔走に疲れ、御疎音申譯無之、尤も此の會も、一時にて閉會相成候間、多少閑暇を得る様、相成申候、却說、小生に對する當地當局者の意向、上々の首尾、叮嚀懇切到らざるなき有様に御坐候(中略)

出發の際、石澤氏より御委託相受候、セーバツハ母氏への贈り物は、去月下旬、正に相届け申候、母氏より、小生代つて宜敷、厚く御禮申上呉れ候様にどの、依頼に御坐候、母氏齡六十餘、獨りにて、寂しく暮し居られ候へ共、令息二人は、士官にして、令娘二人、是、亦、何れも縁付かれ居候間、何不由自なく、樂しく此の世を暮らし居られ申候、小生往訪の時は、特に令息、及、令娘を集められ、故師の事ども、色々噂さ致し、夜の更くるを忘れ申候、其の後も、一二度訪問致し候處、いつも非常の歡ひにて、款待致され申候、但、始めて面會の時は、老母氏の、先だつものは唯、涙のみにて、一言一歌、心中左こそと思はれ、貰ひ泣き致し申候、故師生前、日本に於て購はれ、坐敷に飾り付けられ候ものは、今、悉く母氏の部屋に飾り付け有之、之を見たる小生の腦中、感如何、御推察可被下候

尚、又、同僚各位、並に局中親友諸氏より、刺妻死去の節、香華頂戴致し候越、一々御禮書差出すべく筈の處、其の意を得ず、乍略儀、老兄より、御序のせつ、可然御風聲奉願上候、右は御返事旁々、早々敬具

小 河 生

●佛國監獄協會主幹よりの書簡  
拜啓、毎度尊書を贈られ、謝するに辞なし、貴下の幸福と、併て美なる貴國監獄協會員どの幸福を祈る  
毎々御面倒の義、相願ひ、恐縮の至には候へ共、若、貴下にて、乱配罪に關する材料、御所持に候はば、御報告の勞を煩し度候、敬具

於佛國巴里府

二月十五日 監獄協會主幹 ア、ソビエール

大日本監獄協會主幹佐野尙君

質疑應答

近時に至りて、質疑應答の數、漸、多きを加へ、毎號通く、寄附者の好意に、酬ゆる能はざるは、甚、遺憾なりと雖も、亦、編者をして、此の遺憾あらしむる程、會員諸君の、精誠なるを思は、編者、豈、多謝せずして可ならんや、今後寄附者は、左の要件を守り、多々、益、投寄せられんことを請ふ、編者、敢、諸氏に對して、紙面を吝むと謂はんや

要 件

- 一、質疑に應答とは、必、別紙に認むるを要す
- 二、文体は、何れも、簡明なるを貴ぶ

質 疑

●第四十號

在川越 雲 突 生

二十歳未満なる再犯あり、之を初犯の未丁年囚に混せしめんや、柔和なる他の未丁年者をして、自然化せしめ、再犯の虞なしとせず、此を分房せんと欲するも、空房なきを如何せん、仍て止むを得ず、成年囚と混合し置けり(行刑の点より論ずるまじきは、無論刑法明文の通り、細別せざる可からざるも)實際如斯を以て、如何共するに能はず、右は未丁年囚へ混し置くと、成年囚へ混し置くと、理論を去りて、實際につき、其の利害如何

第九十五號

質 疑 應 答

二九

●第四十一號  
官司業と、受負業と、行刑上の利害如何

全 人

●第四十二號  
單純なる罰金刑より、換刑になりたる輕禁錮囚と、付加罰金より、換刑になりたる輕禁錮囚と、區別するの必要なりや、又、全じ付加刑より換りたるもの、中に付いて、破産聆罪の付加罰金換刑者と、非破産聆罪の付加罰金より、換刑になりたるものを、區別せざる可からざる乎

●第四十三號

西 參 材 木 迂 夫

被告人の書信を認むるは、各自の居房に於てせしむるは、檢束上の害ある爲め、各地とも、適宜の地に、其の室を設けたるは、迂夫の多辯を要せざるとなるが、其の構造、別段一定なきに似たり、頃日不圖思ひつきたる儘、左の項目に準し、諸彦の高説を承りたり

(一)戒護の置位 (二)數人一同になさしむるの利害、共犯者は、勿論別々にすべきなり (三)居座、起立、椅子によるの利害 (四)時間を制限するの可否、その他、入出房の際、檢身をするは、言ふ迄にあらざるとなるが、此等に關し、最、輕便なる構造法を、逐一垂教せられたし

●第四十四號

材 木 迂 夫

身分編纂士に付、大塚朝次郎君は、鳥取監獄にての、整理及、輕便なりとて、其の好手段を對愛せられしが、迂夫は熟讀するに、誠に眞法なりと、感服は致したれども、惜むべし、少し茫漠たる所あり、迂夫の愚鈍の結果と、承知す難とも、願くば、他日暇を得て、今少しく、詳報の勞を煩はしたし、又、之に附帶して、江湖斯道家に於ても、包藏する所を、對愛せられんとな

●第四十五號

全 人

運動中は、檢束を解き、自由を許されば、眞實の運動にならず、立會者廳裡に存するをなれども、何れ迄の程度を以て、可とするか。

●第四十六號

全 人

戒食の處罰者に對して、休役せしむるは、現時監獄行刑の狀体なり、小河兵衛獄學は、曾、意見を發表して曰はく、其の性質より見ると、法規の上より見ると、休役せしむるの理由を發見せず、處罰者は、就役せしむるは、當然と考ふと云へり、迂夫は、大に雷同する所あり、退きて、斯道家の感想を窺ひ、併て猶介先生の意見ある所を、高教せられんことを乞ふ。

●第四十七號

無 法 道 人

囚人或外役先にて服役中、戒護者の隙を伺ひ、路傍に遊戯し居る當時、五歲位の小兒を、無人の地に誘導し、其の着用せる衣服を與へよと云ひしに、小兒は肯せずして、逃走せんとせしを以て、若し逃走せば、毆殺すと云ひ直に小兒を捉へ、拒むにも拘らず、自衣服を剥ぎ取り、此を隠匿して、元の役所へ歸れり、而して、他日機を得ば、逃走して、此を賣買し、旅費に供せんせり、右場合に於て、囚人は、刑法上如何なる制裁を受く可きか、又、戒護者は、刑法上の責任なきか、先輩諸君の、御明教を聞かん。

●第四十八號

尙 正 軒 研 法 迂 夫

在監人に附する不足税罰税及、脱税等の郵便物、夜間配達あるときは、門衛看守は、如何なる取扱をなし、其の當を得べきか。

●第四十九號

全 人

但、就寝後なるを以て、宛名の在監人に就き、其の受否を聞取するに、稍、時間を要する場合なり。

ひたる時)に、禮式を爲さしむるの可否如何

●第五十五號

全 人

第九十二號(八)獄勢生君の質疑に對する、世界愛民君(第九十四號四二頁)答案を見るに、心理学を研究するが、第一良法なりとあり、然らば、君が心理学上に於て、研究し得たる所の良法なるものあらん、敢、其の良法を問ふ。

●第五十七號

全 人

第九十二號(十)生が質疑に對する、世界愛民君(第九十四號四三頁)の御答案を拜見するに、變化せしむるを得、乍併教師の實効あらしむるに、困難なりとあり、思ふに、困難なるが故に、出来ぬと云ふか、普通なるに、出来得るは、甚、難解なり、然るに玉答によれば、何れ變化し得たる成績にても、之あるが如し、若、ありませば、其の成績を垂示せよ。

●應 答

●第九十一號第一號道樂生君の間に答ふ

在 崎 玉 一 寒 生

教師の懲罰懲罰會議に列席するは、唯、科罰の参考として、該囚人の狀況を、詳述するに止まるものにして、懲罰の輕重にまで立入りて、答へべきものにあらざるは、余の贅辯を要せずして明かなり。

●全第四、五號優悠子君の質疑に答ふ

全 人

現行刑役に抵觸するの嫌あるは勿論、囚人の邪念を掃蕩し、優等なる思

自然運級に就るの嫌なきにあらざるやの疑念、常に迂夫が腦問を横行して止まず、嗚呼折角寄附したる問題も、水池に屬するものなきにあらざるを保せず、故に更に筆戰場なる欄を設け、再三反問等の如き、筆戰場記事は、總、此の欄内に掲載せられんことを、本會へ望むの可否如何、敢、次回の雜語へ、發否を表示せられんことを望む。

●第五十號

道 樂 生

其縣監獄署發行の監獄報を見るに、代書營業を、許可したる典獄の訓示あり、一見少しく奇聞に屬するを以て、横合ながら、左に質疑案を投じて、先達者の垂教を乞ふ。

●第五十一號

全 人

典獄が、縣民に對して、代書てふ一種の營業(營業なるもの、大抵國稅又は地方税を、賦課せらるるものなり)を許可するは、果して適法なりや。

●第五十二號

全 人

囚人に給與する食糧は、業種に依りて、之を區別するを、其の各科程の等級に従ひて、區別するを、果して何れが、治獄の精神に恰好なるか。

●第五十三號

全 人

懲罰を編譯したるとき、懲罰表記載方は、如何に爲すが、適法なるか。但、身軀の關係より、猶豫するときは、一々監獄醫より、其の觀察表を、差出さしむるを。

●第五十四號

全 人

典獄看守長書記等に對し、囚人をして、單獨(論中等に於て、一寸行違

念を、發作せしむるとは、思ひも寄らぬ事なり、余は他日問を得たれば、詳論する所あるべし。

●全第六、七號和山生君の間に答ふ

全 人

身分帳の行狀表の項目を、標準とせば可ならん。書信の贈答は、之を許さるるを可せず。囚人の犯則は、場合によりて、看守をも、罰せざるを得ざるものあり、然れども、犯則を摘發したりして、看守を賞すべきものにあらず、看守當然の職務なればなり。

●全第八號護獄迂夫君の間に答ふ

全 人

制裁なし、只、徳義上之を洩洩するを得ずと云ふに、過ぎざるべし。

●第九十二號第二號南海漁夫の質疑に答ふ

在 信 濃 洲

出産届を怠りたる、携帶乳兒の生年月日を知らんには、乳母の申立により、猶、親族近隣者の言を、参照するの外なからん、然して、尙、正當と認め難きときは、醫士をして、鑑定せしめ、其の成育果して、三歳以下と断定せしめるときは、滿三歳に至りしものとし、相當の扱をなす可きなり。

●全第三號筑波童子君の質疑に答ふ

在 信 濃 洲

明治廿九年二月廿九日、重禁錮一年に處せられたるときは、明治三十年二月廿八日滿期となる、故に放免は、三月一日なり。

明治廿九年二月廿九日、重禁錮一年に處せられたるものなれば、明治三十年二月廿八日、満期なるものは明なり

●全第五號露岳生の質義に答ふ

在信濃 漢 州

司獄官吏、在監人の接見に立會ひ、聞き得たる密事は、當該裁判官の參考に供するに及ばず、從ひて、他に漏洩するを許さず、是、即、官吏職務規律の、禁機密漏洩に含蓄するものなり

●全第六號獄勞生の質義に答ふ

人 全

作業の仕上高調査には、御吹聴申上ぐる程の良法なし、只、受持四員を、可成簡縮して、三四十名とし、製品は、勉めて二見調査し易からしむる装置を爲さしめ、敏捷熟練のものなして、爲さしむるにあり、午飯の際には、製作高のみ調査し、配帳等を要せば、左まで時間を費消せず、混役時にあつては、終日の仕上高を調査し、尙、日課表へ記入するを以て、二十分前後を要すべしと雖も、三十分乃至一時間を要し、爲めに、入監時に差支ふる如きとなし、必竟是等は、敏捷、且、熟達の眞看守を以て、方法其の宜しきを得るにあり

●全第七號全君の質義に答ふ

人 全

現今の領制に於ては、奪取せらるゝ憂なき、帯銀法はあらざるべし、只、自己注意の一途あるのみ、假令双手を擧用する場合と雖も、注意周密、寸隙なきに於ては、無作々々、奪取せらるる如きとはあらざるべし、若らば、彼に奪取の間隙を與へたる、不注意に起因するものなり

在埼玉 一 寒 生

環帶を腕に拵めれば、帯銀を奪はるゝの恐なし

●全第八號全君の質義に答ふ

道 樂 生

司獄官吏一同、烟眼を開いて、詳密周到に、觀察を遂ぐるにあり以上との問の如きは、文壇上の空論より、制度的規則より、司獄官吏其の人の注意如何にあり、故に、寧ろ、方法を講めんよりは、活人物を得るにあり

在埼玉 一 寒 生

●全第九號全君の質義に答ふ

道 樂 生

變死傷の檢視を要するは、其の自死と、被害とを判明する爲め、行政警察の職務に、屬するものなり、故に場所の何たるを問はず、明治十三年二月連第十四號により、官廳の内外を分たざるなり、然るに、監獄則三十條により、死亡者の檢視を要するは、普通病死老死に至るの類にして、變死に係る場合は、本條を適用する限りにあらず、總令監獄に於て、檢視を了するも、重訂て警察官の檢視を受くべきものなり、夫、監獄以外に於て、普通死亡者の檢視を要せざるに、監獄内の死亡、即、病死老死に限り、特に典獄の檢視を要するは、抑、如何なる注意なるか、勿論多數の人命を管束する場所なれば、殊に人命安固を保護する結果、其の最終の取扱、鄭重を加ふるにあり、本件に關しては、既に茨城縣(十五年二月二十三日指令) 岐阜縣(全年九月十五日何) 新潟縣等より、何出て、何も同一の指令あり、參考の爲め、新潟縣何指令文を左に但(十七年一月一日)

全年十一月十九日指令

一、在監入變死に係るものあるとき、司獄官に於て、自死に相違なしと見認め、他に疑を容るゝ廉、無之ものに限る、警察官の檢視を要せず、典獄又は看守長に於て、檢視の處分を爲すも、不苦哉 指令、警察官の檢視を要する義と、可心得

●全第十號道樂生君の質義に答ふ

在埼玉 一 寒 生

教誨は、人の性質を變化せしむるの効力あるものにあらず、其の情を變化せしむるに於ては、其の効力少なからざるべし

在信濃 漢 洲

道樂生の質義は、理論上變化せしむるに能はざるにあらざるべく、尤、實際上對事ならん、是等は、斯道専門の老練、且、熱心なる教誨師諸君の、實操上の意見を聞かんと思ふなり

●第九十三號第十一號失名氏君の問に答ふ

在松江 菫 子

代書する信書に、其の代書したる看守に於て、署名捺印する必要な点は、果して何の邊にかある、余は得て之を知らざるなり、只さへ事務の繁劇なる看守をして、如何ぞ斯る有勞無益の事を爲さしむるの暇あらんや、況、法令に明文なきに於てや、余は問者か、如何に感ずる所ありて、斯る問題を發したるか、更に其の意を解する能はざるなり

●全 雲 実 生

失名氏問ふるに、代書する看守に於て、署名捺印するの利害如何と、署名捺印するの必要なし

●全 北 藻 生

看守に於て、代書せしときは、署名捺印する方可なりと思ふす、何となくれば、斯くすれば、代書者の責任を明らかに得るの利あり、而して害を認めず

●全 尙正軒 研法 迂 夫

信書の事たる、重、且、大にして、慎重を要すべきは、論を俟たず、憲章の保証する所なり、(憲法第二) 夫れ然り、然りと雖も、國家憲政上、或條件を具備する者に對しては、之を聞覽するを許せり、(監獄則第十四條) 故に、之の問覽許すとせば、職責上爲さるべからざるものなりと雖も、(以上) 本問額外たるの疑なきにあらざらん、且、本問を論ずるに、(る) 當り、信書の慎重を論ぜざるを得ざるの、止むべからざるを、問者、夫) 別に法文なり、且、又、本因の願あるにあらずんば、其の私信に、代書看守の署名捺印して、之を汚損するが如きは、違法(郵傳法第二十四條) も、亦、甚しきものにして、其の責を免れざるものなるべし、若、今日吾が監獄部内にして、斯る取扱をなすあらんには、速に廢止すべきなり、將、又、代書看守が、署名捺印して、其の利あらんには、更に之が法文を、設けらるゝも可ならん、其の細利だもあるを、認めざるものなり

但、發信願書には、代書看守が、署名捺印すべきは、(後日參考の爲め) 勿論なりと確信す

●全 金華山人

署名捺印するは、當然ならむ、然れども、毎々數十通の代書に、一々署名するの繁を省き、用紙中に、代書者の欄を設け置き、之に捺印のみを採るを以て、足れりと思考す

●全 太宰府 筑州 散士

署名捺印するは、當然ならむ、然れども、毎々數十通の代書に、一々署名するの繁を省き、用紙中に、代書者の欄を設け置き、之に捺印のみを採るを以て、足れりと思考す

本問の代書したる看守は、署名を記せず、音、單に信書紙末欄に捺印する方、利益ならん、如何ならん、捺印上幾分疑念の念を避け、且、代書者体面を顧み、文体を飾り、時間を費消するが如きとなく、簡單迅速、妥速の文章を得るの利あり

●全 在埼玉 一 塞 生

在監人の信書を、代書したる看守に於て、署名捺印するときは返信者に於て、其の代書看守の名宛封筒にを以て、返信するのみならず、特に謝状を郵送し來る例、往々之あり、余は、寧、單に看守代書と記し、捺印するの、優れるに如かずと言ふものなり

●全 福 勇 生

囚人の信書を代書するに當り、代書看守が、署名捺印するの可否に就いては、余輩消極的の意見を有するもの、今、敢、其の不可なる所以を云はんか、第一信書取扱上に於て、無用の手数を要す、即、此般の信書に對する返信は、概し何々看守捺印内某と、若しくは、直に看守に宛てて、返信し來る、然るに、看守は、普通の臣民にして、囚人と異なり、然も憲法により、信書の秘密を保護せらるゝものなれば、監署に直に之を開封する能はず、必や當該看守が、閱覽後の回附を俟たざる可からず、若 看守に於て、之を私するとも、檢索の手段なく、云ふべからざる情實を生ずるとあるは、吾人已に之を實驗せし所、要するに、代書信書に對しては、寸毫も署名捺印の要を感じざるのみならず、抑て情弊の生ずる所なるも、止むなくんば、代書看守の認印を、押捺するに止められたるものなり、失名氏此際あらば、速に万丈の氣脈を吐き來れ

●第九十三號第十二號失名氏君の間に答ふ

北 藻 生

情願を爲し、若くは苦情を訴へんさらば、受持看守を經由して、典獄等に面陳を請求しめ、一定の尋問所に於て、申述せしむべし、監房役場等に於て、直に面接を許すときは、他因の視聽を惹き、爲めに願意を詳述し能はざるの感あるのみならず、役場に在つては、餘因の役業を妨くるの害あり

●全 雲 突 生

失名氏問ふらく、在監人典獄看守長に、面接せしむるは、一々看守を經由せしむ可き、又曰監房役場等にて、直に之をなましむ可き、此の利弊如何と、手續を経ざる可からず

●全 金 華 山人

看守を經由云々とは、如何なる手續なるか、今、少しく、明瞭に御示しあらむと希望す

●全 太宰府 筑州 散士

在監人をして、面接せしむるは、一々受持看守を經由し、訊問所に於て、爲さしむる方利ならん、其の理由は、他人の聞き得る所に於て、爲さしめば、因情を犯し、或は他も、亦是に見做ひ、全在監人中へ、名譽を得る爲め、取るに足らざる些細の事柄を、申立つるの弊害あらん

●全 尙正軒 研法 迂夫

在監人をして、典獄書記看守長に面接せしむるには、一旦担当看守を、經由せしむる可き、左に、聊、其の利害を論ぜん  
在監人をして、直に前記の官吏に面接を許さんか、其の手續の容易なるに甘じ、細事に至るまで、直に是を申告願するに至るや必せり、然る

ときは、其の論議は、何を以て、之を保護し、彼の惡漢無頼の徒を、制御するを得べきか、而して、看守は、囚人に對しては、恰も無用の長物たるが如きの感を抱かしむるを免れずして、單に逃走見張番役たるに過ぎざるに至るべく、到底充分の行狀觀察を、遂ぐるも能はざるに至らんのみ、其の一々看守を經由するの手段(弊害ありとす)と、其の利害同日の談にあらざるべし、固に記す、監獄則施行細則第五十條の條台は、此の限にあらす

●全 福 勇 生

本問は、事實問題にして、豫め一定するも能はざるも、若、典獄等に面接を要するときに、直接之を管理する看守、及、看守長を經由せしむるにあらずんば、以て監内の規律を保つ能はざる可し、然れども、之、普通の場合の規定たるべきのみ、以て非常の際には、應用する能はざるなり、即、看守に於て、而接の手續を與へざるの如きは、短刀直入、看守長典獄等に訴願するにあらずんば、決して自家の權利の救済を要するに由なる可し、故に通常の事件若しくは、通例の場合には、看守を經由せしむべきも、非常の場合あるときは、監房又は役場を問はず、其の訴願を問ひざるべからざるなり

●全 在埼玉 一 塞 生

一々看守を經由せしむると、最、當を得たるものとは、思惟するも、或場合に於て、直接に面接するの利益あるを、認むるとあり、然れども、可成的看守を經由せしむる可し

●全 在埼玉 一 塞 生

●全十三號失名氏君の間に答ふ  
在埼玉 一 塞 生

●全 質 疑 應 答

●全十三號失名氏君の間に答ふ  
在埼玉 一 塞 生

●全 質 疑 應 答

●全十三號失名氏君の間に答ふ  
在埼玉 一 塞 生

●全 出願者の意見の通り  
雲 突 生

●全 尙正軒 研法 迂夫

迂夫も、亦、君と感を通しするものなり、何ぞ迂夫等と、伍を全うして、簡易の問題に至るまで、滔々たる法學士諸君が、空案の勞を取らぬの手段を煩はすに及ばんや、只、迂夫等の幾百の答案に對し、批判せられんことを、切望の至りに堪へず、敢、讀者諸君の贊同を望み、併せて、法學士諸君の心点を叩く

●全 失名氏の卓見、吾輩、又之に賛す、願ふに、苟も學士の冠名を頂くもの、吾人の容易なりとする質疑に應じて、難解問題に就きては、三十六計を取るともなる可く、本誌の編者も、已に君が希望の如き方針により、添す所あることとなれば、失名氏、幸に抱愛するを止めよ

●全 第十四號材木迂夫君の質義に答ふ  
在埼玉 一 塞 生

●全 信書發送の如きは、素より囚人を以て、取扱ふもの可き、併餘罪被告事件に付、書信發送の必要ありと認むるときは、典獄は、之を許可するとな得るは、勿論なり

●全 囚人中拘置に移されたるときは、取扱方に就きては、第九十三條の應答に依りて、了解せられたるべしと雖も、尙、信書發送の度數を答ふるべきは、被告事件に關係せるとは、定限を設けざるものなり

●全 北 藻 生

●全 材木迂夫問ふらく、囚人餘罪發覺に付、再、被告人となりたるときは、

●全 水木迂夫問ふらく、囚人餘罪發覺に付、再、被告人となりたるときは、

●全 質 疑 應 答

●全 水木迂夫問ふらく、囚人餘罪發覺に付、再、被告人となりたるときは、

●全 質 疑 應 答

書信發送の定形如何と、囚人待遇と、全二にすべし

●全 金華山人

囚人を以て、遇すべきものなれども、其の被告事件に付、必要と認むる場合は、特別に許すべきものと、思考す

●全 福勇生

囚人餘罪發覺の爲め、再度被告人となるも、已に餘罪發覺とし云へば、刑法上の所謂數罪併發にして、之が爲に、決して無罪となる可如きときは、同法第二百條により、輕く若くは重しきときは、之を論ぜず、重きときは、前發の刑を以て、後發の刑に通算すべきものなれば、餘罪發覺の爲めに、決して囚人自身分を、喪失するものにあらず、故に前刑期の存する間は、猶、囚人の待遇をなすを、原則とす

●全第十五號材木辻夫君の問に答ふ

北 藻生

現行法の制限は、適當にして、間然する所なく、限に範圍を擴むるの必要なきのみならず、尙、其の制限内に於て、個人的關係を省察し、適當のものを選択して、貸與する爲めには、或は却りて、其の範圍を狹縮するとあるも、敢、憂ふるに足らず、是、實に必要のものなればなり、突、又、敢、無制限を、希望するの要あらんや

●全 雲突生

同人問ふらく、在監人の書所看讀に付いて、其の種類如何と、監獄則明文通り、實際尙身教育に、必要なるものを探むべし

●全 金華山人

制限すべきは勿論、可成範圍を狭むるを、至當と思考す

●全 在埼玉 一 塞生

在監人看讀書籍の種類は、已に監獄則に制限せられたりとも、余は之の種類を制限するは、其の當を得たるものにあらずを信ず、何となれば、個人的省察により、之を許さなすべきは、感化上裨益を與ふると、蓋、鮮少なからずべし

●全 福勇生

現今我邦の在監人看讀書籍の方針は、必要的書籍に限るの方針なれば、大に之が制限を附せられたり、故に國民として、必、讀せざる可からざる國史類、若くは地理等の如きは、之を閱讀する能はず、實際的目録を以て、之を批評せば、現今の制度は、囚人を馬鹿にして、賢者ならしめんとするにあり、即、可及的囚人の科學的思想を滅殺して、波臣の計をなさしめんとするもの、所謂山に登りて、海魚を得しめんとするにあり、若、夫、此の方針にして、罪人減少に、興つて方あらんには、吾人、亦、云爲するを要せざるも、實際に於て、何等の效果なきのみならず、却りて、國民的觀念を滅殺し、其の思想を愚にし、生計の道に迷はしむるとなきを保せず、故に從來看讀書籍の制限を寛大にし、苟も積極的に有害ならざるものは、凡、之を許可するの方針に、單めざる可からず、知らず、材木屋の辻夫、卓識ありや、如何に

●全第十六號材木辻夫君の問に答ふ

太宰府 筑州 散士

本問は、法衣のみを着するものに非ざる故、法衣を脱卸し、下衣の白布縮衣を着せしむる方、適當とす、然るに、寒氣に不堪、他の衣を需めたるときは、獄衣を貸與するを、穩當ならん、思考す

●全 在埼玉 一 塞生

借借被告人となり、入監したるとき、其の身に纏ふ所の法衣は、之を脱

却するに及ばず、依然着せしめ置く可とす、何爲んぞ、故に獄衣を貸與するの必要あらんや

●全 北 藻生

問者の説の如く、取扱ふは、注意周到、至極適當の處となり

●全 在松江 菫子

借借被告人となり入監したる場合に於て、其の身体に、法衣を貸は、法衣の儘にて可なり、何の故に、法衣を脱却せしめ、獄衣を着せしむるの必要あらんや、若、此の場合に於て、被告人は、如何なる衣類を着けて、入監す可との規則ありやと、詰問を受けば、果して何の辭を以て、之に答ふべき、被告人が、如何なる衣類を着けて、入監するも、妄りに之を脱却せしめ、獄衣を着せしむる事能はず、彼等は、青天白日の身なり、無罪純白者視す可しとは、是、吾人が、晝夜袴を服する所にあらずや、故に余は、本問の場合に於ては、法衣を脱却せしめ、獄衣を着せしむるの必要なしと、斷言するに、躊躇せざるなり、乞ふ説あらば聞かん

●全 金華山人

法衣は、寒暑を凌ぐの具に非ず、之を脱するも、他衣を貸與するの、必要なきものと思考す

●全 福勇生

被告人となりたる借借の法衣は、強ひて、之を脱却せしむる能はず、蓋、法衣は、佛教界に於てこそ、法衣なれ、世間に於ては、普通の衣服と異なる所なければなり、但、官吏の大禮服は、此の限にあらざる可し

●全 雲突生

同人問ふらく、借借被告人となりたる場合、其の身体に負ふ所の法衣を、脱却せしめ、若、他の衣を需めたるときは、獄衣淺藍色を着せしむる方、

穩當なりや否やと、法衣は脱却せしめ、領置し置くべし

●全第十七號材木辻夫君の問に答ふ

北 藻生

甲乙兩説共に、採る可からずと云はんとす、何となれば、雜役も、亦、一種の役業なれば、賞表を有するに否とを問はず、宜しく、適當のものを探ふべし

●全 雲突生

同人問ふらく、有賞者をして、雜役に服せしむるの可否如何と、乙論者に賛成す

●全 在埼玉 一 塞生

雜役因の如きは、有賞表者のみを探ふに及ばず、寧、氣の利きたるものを、擇ふも尤も至當ならん

●全 金華山人

雜役より生ずる弊害、頗、多し、故に前段の部に、同意を表す

●全 福勇生

有賞因は、可成専門的の役業に従事せしめ、出獄後其の生計に、迷ふなきを保す可し、監獄其の他、雇主の便宜利益を云爲して、雜役に供するが如きは、條理の許さるるなりとす

●全第十八號以德散士君の問に答ふ

在松江 菫子

如何に精勤證書を有し、且、体格強壯の者なりと雖も、規則に定むる所の、或一定の年齢を超過したる者なれば、一切採用する事能はざるなり、若、夫、之をしも採用し得可しとせば、規則は、有れども無きか如く、寧、規則の無きに如かさなり、彼の看守精勤證書は、夫程迄の、價

値あるものにあらず

●全

雲 突 生

以德散士問ふらく、看守精勤證書を有する者、再、志願するとき、体格強壯なるときは、年齢に係はらず、採用するを得るものと、規則上より論ずる時は、固より出来ず、然れども、該證書を有し、身体強健にして、老境せず、實際勤務に堪へ得可き者は、採用する可なり

●全

金 華 山人

精勤證書の効用は、試験委員長の詮衡を経て、看守長に採用せらるゝこと、又、技藝の試験を要せず、再、看守に採用せらるゝにあり、故に年齢は、必、規定によるべきものと思ふ

●全

北 藻 生

精勤證書を有するも、年齢超過すれば、採用し能はざるは、採用規則の精神ならんと思ふ

●全

在崎玉 一 塞 生

假令精勤證書を有すも雖も、年齢超過のものを、採用するを得ず

●全

福 勇 生

精勤證書の効力たる、看守採用規則年齢の制限を、打破するの力なきものとす、即、動機證書を有するものは、看守採用規則第一條により、無試験にて、採用せらるゝの別権を、附與せられたるも、是等の特権者、及、無特権者に通して、適用せらるゝ同規則の第二條、即、試験外年齢の制限外に立つ、特権なきものなれば、假令精勤證書を有するものにして、体格強健なるも、看守に採用する能はず、散士が所謂、此の般の者を採用せざれば、不便なりと云ふが如きは、散士が泣き詞のみ、散士前陳の理由を、三四考慮せば、疑念も、自散するならん

●全第十九號以德散士君の質疑に答ふ

在崎玉 一 塞 生

炊夫掃除夫看病夫の如きは、役業の等級を付する能はざるも、其の手續によりて、進級せしむるときは、何の監獄も、同一ならん、然れども、之が権限を得るの方法に至りては、各監獄同一なるも、到底望むべきにあらず

●全

北 藻 生

炊夫洒掃夫に限らず、凡、賃錢業として、使役するものには、時々試験助に執業せしめ、其の働きの度を査定すると、必要なるも、應々之を行はんとするは難し、故に多分は、當局者の鑑識に依りて、執業の優劣を定め、工錢を多算するの外なるべし

●全

雲 突 生

同人問ふらく、洒掃夫看病夫の等級を進級せしむる、其の権限を得るの方法如何と、擔當看守が、虚心平氣、公平に觀察し、而して其の囚人の手練上に仍る外なし

●全

福 勇 生

本問は、事實問題にして、豫定し難し、假令其の方法を豫定するも、囚人の技量により、進歩に迅速なき能はず、故に此の般の等級を定むる方法は、當該官吏の鑑定に一任するより、他あらざる可し、問者、尙、暴議あるや

●全第二十號以德散士君の質疑に答ふ

太宰府 筑 州 散 士

病者の治養飲食物は、他健康者とは相違し、元來病者は、所謂罪を惡みて、其の人を慕はずと云ふの趣旨に出で、大切にせらるゝものなれば醫

師の証明に因り、細則六十二條、及、六十三條に據るの限りに非ずと思ふ

●全

在崎玉 一 塞 生

病者と雖も、食物の購求は、施行細則第六十二條、第六十三條に係るべきものとす

●全

北 藻 生

細則第六十一條に依る、購求食物は、病者の攝養に効あるものと、醫師の証明あるも、金額の制限を越ゆるを得ず、若、購求の量にて不足ならば、官給して補足すべきなり

●全

雲 突 生

同人問ふらく、施行細則第六十一條により、病者の攝養に効あるものと、醫師に於て、証明したるときは、食物購求も、同則六十二條六十三條の制限に、據らざる可らざる乎と、病者の購求は、所謂例外と見做し、敢、六十二條六十三條の制限に據らざるも、差支へなし

●全

福 勇 生

施行細則六十二條、及、六十三條は、普通法にして、十一條は、特別の規定に屬し、特に六十一條の如きは、官費を以て、支給する場合のものを示せるものなれば、六十二條、及、六十三條には、更に關係を有せず、其の關係外のものたるは、之が疑を納るべきにあらず

●全

在崎玉 一 塞 生

前犯の刑期と、后犯の刑期とを通算して、更に勘査期限を分ち、其の行狀を、勘査すべきを、當然とす

●全

福 勇 生

前犯の刑期と、后犯の刑期とを通算して、更に勘査期限を分ち、其の行狀を、勘査すべきを、當然とす

●全第二十一号質問生君の質疑に答ふ

在崎玉 一 塞 生

前犯の刑期と、后犯の刑期とを通算して、更に勘査期限を分ち、其の行狀を、勘査すべきを、當然とす

●全

福 勇 生

前犯の刑期と、后犯の刑期とを通算して、更に勘査期限を分ち、其の行狀を、勘査すべきを、當然とす

はん、然れども、是所謂言蛇物に動せずの謂乎、洋々散士君、夫、有罪あり

●質疑應答博士君の批評に答ふ

在大阪 洋々 散士

凡、他人の文を批評し、若くは、攻撃せんと欲するものは、能く其の文を、熟讀含味し、且、慎重尊重にせざる可からず。苟、輕卒に、批評攻撃せば、却りて、自己の淺薄を、世に表白し、笑を招くことあらん、世の批評家攻撃家たもの、豈、慎まらずして可ならんや

本誌第九十四號に、博士の名を以て、嘗、散士の應答したる二三文に就き、批評、且、攻撃せられたり、其の論する處、散士の文意を誤解したること、多々あるが如し、依りて、爰に之を、辨解を試みん(本誌第九十三號應答欄參照)

第一、散士は、嘗、道梁生の懲罰會議に、教師列席したるとき、懲罰の輕重に立入り、彼は容喙するは、不穩當にあらずやとの質疑に對して、教師師と雖ども、懲罰會議に列席せしむる以上は、其の懲罰に就き、充分の意見を陳述し、其の罰の輕重に、容喙するを得るは、當然なり、然れども、典獄が罰の輕重を定めたる以上は、敏誨師は勿論、書記看守長と雖も、最早容喙することを得ずと、論じたるに對し、博士は曰はく、教師師が、懲罰の輕重點迄、干渉するは、已に典獄の懲罰權に侵入し、罰す可きものと、斷定したる後のことなり云々是、是、散士と説の反對なるにあらず、其が論點を異にせり、散士は、決して典獄が罰す可きものとして、斷定したる後に就いて、論ぜしにあらずして、未、斷定せざる前なり、故に斷定後は、決して容喙す可きもの

にあらずと論せり、然らば、結局博士と、同一論旨と云はざるを得ず、博士幸に、閑暇あらば、散士が前号の應答を、熟讀含味せられよ

第二、散士が、嘗、四人とは、刑法又は其の他の特別法に依りて、裁判確定したるものを云ふと論ぜしに對し、博士曰く、已に刑法又は、其の他の特別法により、受けたる判決確定したるものは、四人ならば、懲罰法も、四人と云ふに至らずやと、是、又、博士は、散士の論旨を誤解したるものなり、散士は、四人とは、刑法其の他の特別法に依りて、裁判確定したるものを云ふとは論ぜしも、刑法其の他の特別法に依りて、判決確定したるものは、必しも、四人なりとは、決して、論ぜざるなり、是、畢竟、博士が四人は裁判確定したるものを云ふと云ひしを以て、然らば、裁判確定したるものは、四人にあらずやとの、數理的論鋒(假令ば、又、其の故に、(一)に云ふが如き)を以て、連屬したるの過なり、抑、四人と確定判決を経たる云ふことは、其の範圍を異にす、四人は確定判決云云の中に包含すれども、確定判決云々は、四人の中に包含せしむる能はず、何となれば、四人は、其の範圍狭く、確定判決云云は、其の範圍廣げればなり、尙、散士は、爰に民法上の實例を以て、之を示さん、契約とは合意を云ふと云へることは、何人も能く知る處なり、然りと雖ども、合意は必ずしも、契約にあらずざるを以て、直に合意は、契約なりとは云ふ可からず、又、法律行為は、意思表示なり、然れども、意思表示は、盡く法律行為とは云ふ可からず、何となれば、合意若くは、意思表示と云ふことは、契約又は法律行為より

り、其の範圍廣げればなり、是と全く、四人とは、確定判決を経たることは、云ふことを得れども、確定判決を経たるものは、盡く四人とは云ふ可からず、斯の如き理由により、懲治人若しくは、罰金刑、無罪公訴不受理事の、確定判決を経たるものは、固より、四人と云ふことを得ざるなり、博士強ひて、散士が説を破らんと欲せば、確定判決を経ざるものにて、四人のある場合を挙げざれば、到底散士が説を、破ること能はざるなり

第三、執行、及、放免時とは、満期放免の際、四人を獨居せしむるは、法利と抵觸することなきかとの意味なる旨、博士の説明に依りて、了解したるを以て、之が答を試みん、此の場合には、刑法と抵觸することなきのみならず、改過遷善上、誠に善良なる方法と思考す

第四、處罰と雖ども、必要なりと、典獄に於て、認めたるときは、書信を差出すしむる可なりと答へたるに對し、博士曰はく、通例處罰を禁止するものなるに、先生は例外の場合を、答辯せられたるは、其の當を得ず云と、散士は却りて、博士の處罰囚に對し、書信の贈答を禁止するを、原則としたるを怪む、何となれば、監獄規則第三十三條に依れば、囚人は、一ヶ月に一次書信を出さしむることを得るを、原則として、全則第四十二條以下、處罰の規定中は、當然書信を贈答することを、禁止したる明文なし、吳して然りせば、處罰中と雖ども、書信の贈答を許す

が原則にして、禁止は却りて、例外に屬するものなり

第五、退職後機密漏洩に關して、散士は、行政上懲戒處分を受くること

論ぜし處、博士の説明に依り、散士が説の、現行法上不可なるを知る、依りて、前答案を取消す、然れども、斯の如き場合に、無制裁なるは、立法上當を得ざるを以て、現司法官に於て、改正しつゝある刑法草案には、機密漏洩の制裁ありと聞く、誠に至當のことと云ふ可し

寄 書

●臺灣監獄制度に對する概見

福澤勇太郎

遣戍我帝國の領土に屬せる臺灣島は、面積なる一小島地に過ぎざるも、其の地位南洋の樞機を占め、其の面積一萬四千九百餘方哩、土地膏腴、物産豊富、優に三百万内外の人員を養ふに足る、天與の樂園なり、然れども、此の樂園や、舊政府の施政、其の當を失し、徒に蕃族の横行に委し、國土の荒蕪に歸し、住民の治化に浴せざるもの、實に其の過半、此般帝國の範圍に歸するや、多年垂涎、該島を領得せんとせし列國が、我帝國の臺灣施政を、環視注目する、冀、偶國の事ならん、臺灣の經營事業、業より輕率に斷して、他國の笑を招く可からざるなり、願ふに、此の新國土に施設すべき事業、多々宜し、緩急本末を圖り、事を起さる可からずと雖、未、臺灣部活の秩序を整理し、住民の言語風俗を改革し、臺灣をして、日本化せしむるより、緊且、急なるものなる可し、昔時警備戰爭により、獨はアルサスローレン洲を獲得するや、爾來一意該住民をして、

已れが國風に化せしめんと勉むるは、須く我當局者の嚴かなすべき所、蓋し新國土を整理し、歸順の民をして、文明的國民たらしめ、真正なる社會を創立して、各級の事業を経営するに當りては、時に變遷の政略を適用して、臨機の處置をなすの要あるは、吾人の辯を俟たざる所なりと雖、一意編練の策を事とし、國家百年の長計を懸る可からざるなり、春來台灣總督府が、台灣の舊社を整理し、土民の安固を維持せんが爲め、特に台灣民刑罰令、治罪令、全住民民事訴訟令、及、台灣監獄令なるものを發布して、行刑に關する規則の制定は、一に民政局に委せらる、願ふに、是、土民に對する刑罰、及、治罪方法の如きは、普通刑法を適用する能はず、必や如此特別刑法の制定を要するによるなる可しと雖、之刑罰の執行方法の如きは、必しも、該刑罰令等の如く、特別法を要せず、亦、必しも、永遠を期する能はざるものあらざるを知る、吾人草莽の微臣、台灣施政に關し、敢、權限濫用を事とするにあらざるも、十有餘年來、治獄行政改革事業につき

今や我總督が、台灣を以て、真正の國土たらしめ、國家百年の事業を、新設せんとするに當り、靈燈過眼視する能はざるものありて存す、願ふに新領土の經營事業多端、政、行刑法の如き、末節に關して、云爲するの遠なきに似たりと雖、古より、行刑の事、施政者之を預し、之を願ふせざるが爲め、往々其處置を誤り、國家百年の大計を損ず、初犯再犯の囚徒、日に月に増殖する、監舎の建築、其方を失して、之が改革に苦しむが如き、監獄費地方稅支拂たるが爲め、行刑の統一を歸する能はざるが如き、或は、監獄制度不進歩を以て、國政未開の徵効に據用せらるるが如き、豈、施政者は、行刑政事を、度外輕視するの果にあらざるなきを知らんや、唯、我國に止まらず、宇内万国、皆、此の弊習を經、近世

を問はず、其拘禁中は、同一の待遇を與へざる可からず、約言すれば、行刑方法は、之が統一を圖らざる可からず、即、甲地方に厚し、乙地方に薄く、土民に嚴にして、内地人に寬なる可き、偏重輕輕の處置は、全然之を排斥せざる可からざるなり、即、其事業を創始するに當り、特に其事業に熱心せるものに委するより、便、且、利なるはなく、無經驗者を以て、事に當らしむるは、大憾事を破るの端緒たり、之を以て、我臺灣總督府に於ては、郵便、電信、教育、警察、稅收、其の他、行政官吏員は、名實務者より、權採採用せらる、其事蹟の如き、又、從ひて、大に見る可き所ありと雖、唯、治獄官に至つては、未、此事あるを見ず、行刑の事、一に憲兵其の他警察官吏に委し、是、豈、其の當を得たるものならん、況、罪囚の懲懲感化の事、特殊の技能に屬し、多年此業に従事せし老練者は、能く罪囚の、反獄逃走の状況を、未雨に察して、之を撲滅するに易たる利便あるに於ては、豈、遽に内地實務官より、監獄吏を、權採採用するの良策を取らずして可ならんや、監獄の組織を定め、行刑の方法を、嚴正ならしめんとするに當りては、囚人看守者の定員を、規せざる可からず、閑隙を阻むて、悪事を逞しうせんとする囚人に對し、如何に限りある看守者の能力により、嚴格に拘束するを得ん、故に歐洲大陸に於ては、囚人對看守者の人員を定むるのみならず、又、一監獄の囚員を五百人内外に定む、犯囚の比較的多数を占むる、我國情に於ては、一監獄の囚員を、五百名内外に定むる能はずと雖、囚人看守者の定員は、已に之を規し、廳府監獄に於ては、看守の定員を、拘禁男子五百人に對し、七十五人の看守を附し、重罪囚を拘禁する集治監に於ては、役業の機構に依り、三池、及、北海道の如く、拘禁男子五百人に對し、特に百二十五名の、看守者を置くを得しめたり、即、輕罪監に於ては、看守一名

紀に至り、漸、社會の根柢を攪亂する犯人の増加は、行刑方針の不完全なる所因にあるを覺るや、舉つて、徐々、之が改革を企て、社會の改良を圖るに至る、夫の、屢々、我政府の、委員を派遣せる万国監獄改良會議の如きは、實に之が、爲に起りしもの、臺灣をして、健全なる日本の社會たらしめんとするに當り、須く之が、獅子心中の虫を驅除するの良計を計らざんば、唯、罪囚を増加して、社會の根柢を、脆弱ならしむるに止まらず、日本國法の信用を失墜し、臺灣各級の事業、又、將に水泡に歸せん、監獄制度の創定、洵に一日を緩くすべからざるなり、吾人、今、臺灣監獄令を閱するに、條々、四條、監獄の種類、管理、官衙を指定せられたるのみ、願ふに、監獄制度や、他刑治罪令と異なり、設令内地人にして、普通刑法により、處断せられたるものありと雖、臺灣監獄制度の管下において、其の刑の執行を受けざる可からず、知らず、我民政局に於ては、其の方法を如何に規定せらる、か、刑法主義の發達進歩せざる、古代に於ては、囚人を拘禁して、苦痛を與ふるを以て、監獄の能事たりしにあらざり、唯、之を養成するにあらざり、又、之を役使して、苦痛を與ふるを以て、來監者を防遏するに足らず、必や犯人を矯正感化して、社會の良民たらしめ、以て社會の生存を、維持せざるべからざるの、眞理闡明せらるるに至り、萬國、皆、監獄の主義を革め、感化主義を以て、行刑の唯一主義となすに至れり、臺灣監獄の主義、固機懲戒の方法によらざる可らざる事ある可しと雖、之が永遠の主義に至りては、決して、感化主義の外に、進出すべからざるなり、犯人は、素、國法を犯し、國法により、制裁を科せられたるもの、其罰責の出づる所、普通刑法なるも、若くは、特別刑法なるも、其の犯人の臺灣住民なるも、若くは内地人なる

に、六名強の囚徒を管理せしめ、重罪監に於ては、看守一人に、四名の囚人を管理せしむ、強惡なる囚人に當り、特に惡役の盛んなる臺灣島に於ては、一看守に、四名の囚人を管理せしむるの外、猶、幾多の預備看守を設くるにあらざんば、到底監内の規律を維持して、社會の安固を維持する能はざらん、特に彼の女囚の如きは、男性と、大に其の性質を異にするのみならず、倫理上、男性看守をして、其管理の任に當らしむるが如きは、固に忌避すべきの事たり、故に女囚の爲には、別に女性の看守を附し、直接之が管理をなさしめざる可からず、監舎の構造法に至りては、大に議論の存する所、特に風土の異なる、臺灣の如き、眞重の研究を遂げざれば、一朝一夕に、斷ず可からざるものあり、故に、今、敢、之を述べて、我會友某氏、嘗、譯述せる監獄構造法要論なるものあり、敢一冊を呈して、参考に供せん、囚人管理の方法に對りては、吾人更に論述の要あるを見る、即、往時囚人を束縛するを以て、刑の目的を達せるもの、如き、照性せし時に於ては、監獄内の秩序整理、若しくは、囚人感化の如き、毫も當局者の眼に止まらず、故に罪囚の犯數、及、年齢の長幼、若しくは、囚人刑事被害人の區別なく、之を一室内に閉居して、諸般の弊害の如き、更に之を省せず、之を以て、強惡なるものは、酒因を役使し、若しくは、其食品を強奪して、肌に泣かしめ、或は轉談話語をさざるなく、職風賦に充ちて、悲涼悽愴、吟、言華の寫し得る所にあらず、一度獄に投ぜられたるもの、惡囚の感染染附を蒙り、自己惡性を練磨して、社會に出づるが故に、二度長民に復する能はず、二犯三犯、又、敢ふべからざるに至るもの、比々、皆、然らざるはなし、故に獄舎は、可及的之を擴張し、囚人の年齢罪質の如何、其の男女女性の如何により、嚴格に監房の區劃を立て、罪惡の傳播を防ぎ、且、獄吏が、統業の便を計らざる

可からず、特に彼の長期刑、若しくは、無期刑囚の如きは、短期囚と大に其情状を異にし、單に獄吏を覺化して、慾望を遂げ、或は同囚を脅迫して、反獄逃走を企つ、囚人拘禁の困難、獄内の不整頓實に此の般囚人を、輕罪囚と同一監獄に拘禁するに始まる、故に内地に於ては、長期刑囚の爲め、別に集治監を設け、其の拘束方法を、嚴格ならしめ、監内の整理、及、其の所在地方、安固を維く、然るに、臺灣監獄令に於ては、只、留置場未決監、及、已決監の設けあるのみにして、未、重罪囚を拘禁する、特別監獄あるを見ず、是、行刑上の一大缺點にして、無賴無謀なる奸民、富み、重罪囚を出し、ある臺灣の如きは、必や二三の特別重罪監を、設置せざる可からざるなり、罪囚は、大概無能なるにあらざるは、耐業の性格を缺き、一定の業務に勉勵するを發達するより、犯罪をなす、故に、其の数を減するを得ん、然るに、昔時作業を以て、囚人に苦痛を感じしむるの具なきは、罪囚の働かして、空しく生産的の勞務に供せし餘り、未、婢脱せず、往々囚人が、出獄後の生計を顧念せず、監獄の適宜により、定役を授くるの監獄を見る、再犯囚の日に増加して、尙も減少の微なき、蓋、自然の趨勢ならん、臺灣の如き、殖民地監獄に於ては、道器閉鬱、其の他種民的新事業を以て、臨時囚人の定役となすは、敢、深く尤むるに足らざるも、謫に我北海道は、囚人を開拓事業に使用せし爲め、囚人の監獄逃走するもの、枚舉に遠なく、意外の恐怖心を、移住民に與へて、却りて、開拓事業に、一頓挫を招致せしとあるは、有識者の認むる所、囚人を以て、開拓事業に使用せしは、決して喜すべきとあらざるなり、囚人、唯、開拓事業に使用せしは、ざるのみならず、其の出獄後生計の補助たらざる、彼の分業的役業に使用するは、可及的、之を感避せざる可からざるなり、台灣監獄の定役に

つき、吾人の所見を云はしめば、從來台灣に於て、歐洲大陸、及、日支等より、其の供給を仰ぎ來りし生金市、晒金市、日本綿布、まつち等の制作業は、囚人の所定として、煽氣するに足らん、之を内地監獄の定役に徴すれば、至る所の監獄、大概土着の業を以て、監獄の一定役となさざるなれば、台灣監獄、又、土着の農業を以て、監獄の經濟、及、囚人出獄後の生計を圖るの要を見る、所謂台灣土着の農業は、台灣土産のポメロヤの繅絲より採りたる苧麻、及、鳳梨樹葉を織績せしたる苧麻を織製する機業、之なり、蓋、農等製作物や、唯、臺灣に於て、需要あるのみならず、又、支那大陸に於て、大に貴重せらるるものにして、其の原料たる植物は、能く臺灣の地味に適し、叢林中、猶、自然繁生し、一年三回刈取るを得るものなるが故、監獄にして、適應の農場を有し、囚人をして、之を培養機械をなさしめば、徒に其民の汗血を絞りに、囚人を出獄後、一時活路に迷ふとならしめんが爲め、一定の役業に従ふものには、其の工銀の幾分を、賞與として給付するは、列國刑法の認むる所にして、我邦の普通刑法、及、陸海軍刑法に於ても、亦、之を認めたり、然れども、唯、臺灣住民刑罰令に到りては、未、此の規定あるを見ず、故に等しく、定役に従事するも、臺灣刑法により、處断せられたる臺灣住民の如きは、工銀の給付を受くる能力を缺くは、實に行刑の統一、公正の條理に背反するものなれば、我臺灣民政局に於て、臺灣監獄則を定むるに當り、同期により、臺灣住民たる囚人にも、定役工銀の幾分を、給附するとを定めて、其の不均衡を匡正するを要す、囚人の食料は、普通人民の生計に比し、劣等のものたらしめざる可からずと雖、爲

めに、其の健康を傷害する疎食をなさしむるの要あるを見ず、須く土地の風俗に従ひ、一定の食量を給して、囚人の健康を維持せしめざる可からず、即、内地監獄に於ては、大概下白米十分の四、麥十分の六の割合を以て、囚人定役の強弱により、三合乃至八合の食料を給するを、常例となすも、台灣各地の實状を見るに、下等人民は、米作に次ぎ、日用の食料として、多く甘薯を耕作するの狀態なれば、設令内地人の移住より、此等の風俗に、多少の變動を來すも、到底内地監獄の例に倣ふ能はざるを以て、台灣監獄の食料は、土産下白米、及、芋類を混和したるものを以て、囚人の常食となさざる可からざるなり、流行的惡疫は、往々監獄に發して、社會に流毒するを見る、故に監獄の衛生には、特に之が注意をなし、寒暑を凌ぐに適する衣類を給するの要あるのみならず、特に囚人が、水浴若しくは湯浴を、稠繁ならしめて、惡疫の發生を、豫防するを要するなり

●希望一束

平居熊次郎

看守服制、人は衣服によりて、衣服によりて、威權を保つ者に非ずと云へ、現今の服制を、美なり善なりと云ふ者は、阿ふ者の言なり、聞け看守の何者たるを知らざる輩が、其の服装を一見し、如何に評するか、曰く新生命巡查、非職巡查、甚しきに至つては、裁判所使丁を以て、彼れ誦ふ處、其の正見あつて言ふに非ず、唯、一笑に付すべき者さば云へ、其の服制に威權なく、其の服制の不可なる、一斑を知るに足らんか、吾人は、監獄事業の觀念、未、朝と野とに善からざる今日に、其の改正を請ふや、但言の所謂、出来ない相談に屬する者さば云へ、吾人は、唯、同感の土に断へて、之の改正の速ならんを、請ふの外なきのみ

押丁服裝、他の監獄は、予之を識らず、現今我押丁の服裝は、看守と同一にして、違ふ所は、帽章と、佩銀を帯びざるの外、外套長靴、肌膚の給與なきのみ、この故に、看守にして、脱帽履服の協合に在つては、其の執を識別するに苦む、希くは、之の服制を制定ありし、看守分勤法、其の法の不可なるは、屢、本紙上に散見す、而して、未、之の改正の實なきは如何、敢、問ふ

看守の薄遇、現今看守社會の情態を口にする者、列任官待遇は、其の名義のみ、唯、上官の肥、羨むべしと言ふのみ、何ぞ其の言の當らざる、其の薄遇たる、必、起因あつて存す、試に看守社會の情態を見よ、全廠の職事を擔發して、自、直とする者に非ずば、皆閑然として、百方端を呈し、我利を圖らんとする者、其の多きを占む、我業の爲に、鞠躬盡瘁を致し、自己の本心、本領を發揮する者、果して幾人かある、此の如くにして、其の待遇の平ならざるを呼ぶ、豈、愚も甚しからずや、吾人は、敢、諸氏に告げん、毅然として立ち、断然として、其の本心本領を守り、而して後、其の非を責めよ

●看守部長の撰擇に就きて

滋賀 北 迷 投

看守部長は、上官の指揮を受け、部下を監督するの權を有し、戒護の必要に應じ、之が法を制し、令を議し、以て刑獄の發達を、部下の完全を計り、看守の上班となり、看守の撰絶となり、部下の師表となるべき者は、言はずして知る看守部長の職なり、是の故に、學識經驗以て卓越するなるべからず、議論を以て、風靡するなるべからず、單獨にして實行すべからずとせば、之が本性たり、故に要する所は、精勵にして、公平ならざるべからず、是非を辨別するの能なるべからず、而して、部

下の深意を會得し、弊を矯め、善を促し、和協相輔、然る後、着々其の體を行ひ、以て、豫、望む所の實績を擧ぐるにあり

看守部長の職責、此の如く重く、且、遠大なり、是の故に、之が選擇者たる者、之が人柄に重きを措かざるべからず、然るに、吾人が今日迄の歴史に徴し、之を觀るに、其の多くは、事全く此に出でず、單に職務の經驗有無のみに注意し、部下を統轄するの能ありや否やに至つては、稀、放任の觀ありて、吾人の尊に、遺憾とする所なり、當局者たる者、少しく意を此に注いで可なり、妾に自己の門戸に巧笑し、自己の權力に阿諛するを以て、之を登用するが如きは、俯仰天地に墮づる所にし

●典獄專屬書記の設置を望む

北 藻 生

典獄專屬書記とは、其の名稱適當ならずして、或は其の性質を疑はる人あるべきも、茲に專屬書記と云ふは、各課に屬せしめて、典獄に直隷するもの、謂をり、而して何の爲めに、典獄に專屬書記を必要とするかは、左に之を説くべし

夫、監獄事務は、多岐多端にして、非常に繁雜なるのみならず、監獄則其の他の法律規則に於て、典獄を指令せし條項、甚、夥なしとせす、其の條項中には、重要な事勢なきに非ざるも、些末の細事も、亦、夥なり、夫、監獄事務は、多岐多端にして、非常に繁雜なるのみならず、監獄則其の他の法律規則に於て、典獄を指令せし條項、甚、夥なしとせす、其の條項中には、重要な事勢なきに非ざるも、些末の細事も、亦、夥なり、夫、監獄事務は、多岐多端にして、非常に繁雜なるのみならず、監獄則其の他の法律規則に於て、典獄を指令せし條項、甚、夥なしとせす、其の條項中には、重要な事勢なきに非ざるも、些末の細事も、亦、夥なり

●服制改正并に増俸論に付きて

道 樂 生

看守長服制改正論の火の手、漸く衰へんとして、増俸論や將に盛ならんとす、生に此等の處論に接する毎に、心切に大に感ひなき能はざるなり、何とせば、二論共に刻下の必要を認めざればなり、依りて、以下少しく、其の所以を略述せよとす

何故に、服制の改正を要すと云ふや、必要論者は曰はく、現今の服制は、其の刑獄官更たるの威儀を、假維持するに足らずと、此れ彼輩等が、主張する處の唯一の論據なり、馬夫にも衣裳とやら、成程一應は盡なるかの如く有りて、雖も、今日、服制を顧みよ、那邊、果して、司獄官たるの威儀を汚損するを、思ふに之を軍人若くは警察官に比して、少しく劣る處なきにあらずと、軍人又は警察官の職責概觀し、司獄官の職權とを仔細に觀察し、公平に比較し來れば、多言を費やまずして、其の何れか、最、重難にして、何れか、最、輕易なるやは、隨に識者を煩はさずして、了解するに難からざるべし、勿論論者は、云はん、司獄官は、犯罪人を改善せしむるものにして、即、國家最終なる高等教育者なれば、素より軍人警察官の比類にあらずと、其れ或は然らんか、然れども、斯に雄偉なる國家干城の軍務、名譽ある長民保護の警察の權能、如何を許せば

らす、然るに、典獄の職務は、在監人の管束、處遇、衛生、作業、教誨金諸物品の會計、文書の處理、統計、報告、看守の訓練教育、等の事に就き、一々法規實例の神髓を穿ち、利害を究明し、既往を鑑み、將來を察し、運用其の宜しきを以て、統一の實を擧げんとするは、實に至極中の難事にして、多忙繁劇の傍に於て、能くし得べきに非ず、人又は云はん、獄務は、繁、且、雜なるも、之に應ずるに、相當の課所を設け、分掌せしめ、典獄一人を煩はすに非ざれば、敢、憂ふるに足らずと、然れども、其の總体を統括し、細大の經理に任ずるは、一に典獄を待たざるべからず、職責の重大なる、職務の多忙なる、他の行政官吏に比すべくも非ず、然るに、全く一課内の部長たるものは、或は參事官、或は專屬官の隷するにあつて、其の職務の幾分を補助せしむるの制あるに、獨、典獄に、此の設けなきは、必要を見ざるに依るや、又は費用の許さるに由るか、抑、亦、他に理由あるか、第一の理由なりとせば、我邦の典獄は、實に多難萬能腦力の富麗なるを悦ばざる可からずと雖も、私に恐る、實際其の全部を執られざるに由るなきや、第二の理由に在るものとせば、當局者は、其の必要を擧げて、新設を斷行せらんと希望せざる可からず、若、又、第三の理由に基くものならんには、識者よ、予に垂教の勞を存むなれ

聞説、獨逸國にては、課務を扱ふは、理事又は試補にして、別に典獄に書記を專屬せしむるとせり、予は獨りに、外邦の獄制を羨望し、利害を究めず、要否を考へずして、糟粕を甘嘗せんとするに非ず、實に、前述するが如く、實に典獄をして、其の責務を全うせしめんには、各課の外に、書記を置くと、獨逸の如くならしめ、此の人をして、典獄指揮の條項中、其の細務を補助せしむるの必要あるのみならず、尙、獄務る、局外演の淺見のみ、要之、彼我職責上の比較的論法に於ては、到底月鑑の大差あるを以て、此の点より、彼と、其の制を全一にせんとするは、恰、弊を内にして、外に行かんとの失當たるを免れず、しかも、司獄官の職權の、眞個に在るものは、單に其の外形なる音容にあらずして、即、心術上高尚優美なるの裏に、之あるに非ずや、果して然らば、其の心術上にして、既に司獄官の職責に、恰好する處、之ある以上は、別に立派なる服制を以て、其の形骸を包裝するに違はざるべし、若、唯、阿諛盲從、司獄の眞味を解すること能はざるの徒にして、妾に其の服制のみ、之立派にせんか、所謂木葉にして、蔽冠するの類のみ、識者は、之を採らざるなり

今試に、現行の服制を見るに、朝には、即、輝々たる金織を付し、服には、即、前背絨線を縫飾し、其の狀容、頗、立派にして、儼然たる處あるに非ずや、然るに、此をしも、尙、足らずとて、敢、之が改正を爲さんとするも、何人の益する處ありて然らずや、生の解する能はざる所とす、此、改正論を必要とせざる所以なり

次に、俸給に至りても、亦、敢、之、増加の改正を要せず、此等は、唯、少しく、當局者に於て、注意する處あらば、生は今日に在りて、遂も現今の俸給令に、改正を加ふるの要なきを、信じて疑はざるものなり

凡、看守長は、看守五年以上勤続のものな、十二圓以上に任用することを得るの規定あり、此の特別採用法を充分に活用し、叙任の時に當りては、毎に其の下級俸として、十五圓を支給することとせば、好し官制の上、下級なる十二圓の欄は、之あるも、恐らくは、なきに期せん、然らば、刻下に、之を改めて、最下級を、十五圓と爲さるべからざるの理も、亦、從ひて起らざるにあらずや、或は曰はく、若、夫、警察官

にして、下級を十五圓と改むるときは、其の比例上、彼に優にして、此に劣る處なきを得ず、而かも、下級十二圓の一段を存するときは、其の品格地位より見ても、事態の極衡宜しきにあらずと、此の論、一顧の價値なきにしもあらずと雖も、唯、此、一片の議論たるを免れず、何となれば、其の實際に於て、十五圓以上に、任用することを、常格なきならば、例令十二圓の懸隔は、之を存置するも、論者の意見は、遂に過慮に生はるべければなり

是は、司獄官職の闊請を望まんとするには、固より、俸給令の如何に由るものなきに非ずと雖も、抑、司獄官に對する待遇の優劣如何にありて、存するものなるを信ず、若、少なくとも、名譽にふもの、金錢以外に在ることを知らば、特に司獄官吏に對する待遇を、大々的に、高擧に進められんことを望むものなり、之を例せば、其の官職は、終身官となし、即、長官の更迭に接するも、之が爲めに、動搖の餘響に臨るることなく、又、己の守處は、充分に、之を按壓し、信ずる處は、亦、之を言議せしむるの道と與へ、其の長官に對する、一氣一動、駭然として、顔色を起へざるを得ざるが如き、卑屈の淵底に投することからんことを要す、況、概に、然りと云ふにばあらずとも、〇〇たるものにして、監獄、能事、は、山の大将、唯、己、一人と云ふが如き言容あるをや、其の、大喘以て、僚属を叱責し、或は吏員を見る、下度無能死灰の如くに無視し、或は天狗の行爲を主張し、或は獨尊の事を強ふるに至りては、如何に多額の俸給を給へばとて、登、血あるもの、克く心裏に快なりして、此の傍若無人なるの下に、論議の欲心を、犠牲に供するものやばある、但、飲酒な禁り、烟草を廢するを以て、唯、某宗の旨教なりと、迷信する守錢奴輩に於ては、警察に於て、己、増修するなら、矢張り

能はざる處のものならずや、更に語を換へて云はば、囚人の勞働によりて、受くる處の工錢は、之ありとすも、亦、其の使用方を、典獄に許されざる以上は、即、囚人の所有裏に期せざるものなり、其の囚人に於て、如何と爲し得ざる處のものに對して、之、強行の處分を行ふも、將、何等の効をも、生ずるものにあらずや、

●減食處分を廢し直立處分に變更するの必要なるを認む

在川越 森 山 晚 翠

近來減食處分勵行の結果は、著しく獄内病者の數を増加したるは、疑ふ可らざる事實なるのみならず、平素營養不充分なる囚徒に對し、減食處分をなすが如きは、文明國の所爲として、耻づる所なきや、論者或は云はん、減食處分中と雖も、身体に違常あれば、獄醫は之を中止し得るにあらずや、故に獄則處分中、最有力なる減食處分を廢するが如きは、檢の得たる者に非ずと、是、一を知りて、二を知らざるの論なり、果して減食處分をして、有力なりとせんか、必や減食處分者の減少を見るべきに、事實は之に反し、日に増し、増加するの勢ありて、畢竟何に由りて然るか、寧ろ、減食處分の無効にして、有害なるに転せざるを得ず見よ、彼の成田不動の斷食者な、彼等此の所業は、頑迷の極に出つて雖も、實際目前の苦痛を興へて、精神を左右すべき程の價値あるものに非ず、然れども、其の將來に向ひて、衛生上の危害を殘すは、其の至大なるを驚せり、(大澤博士) 今、仮りに、減食者に付いて、衛生上の

りこちらも、全一にせざれば、詰り懐合の職權に關すと云ふかを知らず、然れども、短髮影清きの邊、日本の邦土に生まれ、日本國家的の教育に成りたる處の、清潔なる此の活男子にして、彼迷信の小奴さ、其の所見を全しうするものあるや否やを、請ふ熟考せよ、必や思ひ過半に及ぶものあらん、此、生か直に増進令を、必要とせざる所以なり、全學の士、以て一時の憤言激語と爲すふとなくんば、幸甚不過之矣

●給與工錢に對する強制執行に付きて

道 樂 生

道樂生、不肯固より、爲獄の要道如何は、未、能く之を知悉せずと雖も、遺檢聊か、法理的に屬する處の問題、加かも則下の大體問として、研究の情すべき事項に付ききては、后學の爲め、敢、妄に、愚見を披陳して、更に先學の高才を乞はんとす

本問に付きて、生は絕對的強制執行を爲すこと、能はずと斷案するものなり、但、生の斯、斷案を下す所以のものは、或論者の如く、懲罰と報酬と、勢役と、又、第三者云々を云へる點より、云爲するものに非ず、何となれば、抑、強制執行なるものは、如何なる點に向ひて、爲す處のものなるやと云はば、一とて、皆、人の所有權内に屬する、或物品に對する處の、強行處分以外ならず、而して、彼の工錢なるものの性質を顧みるに、獄則の明條に開れば、即、典獄の許可を受了したる后にあらざれば、一毫と雖も、囚人に於て、之を自由に使用することは勿論、用意消費、共に之を爲すこと能はざるものに非ずや、然らば、工錢は、既に其の性質の上に於て、全き所有權の、囚人に之なきことは、最早少しも疑念の挟むべき餘地ながらん、果して然らんか、囚人の所有權なき物品に向ひて、之が強制の執行を爲さんとするも、事實に於て、

危害を昇算すれば、一、常食に定型なきは、腸胃の疾患を醸し易し、是囚獄治器器患者の多き一因たらざるを得んや、二、囚人に營養不給に因する疾病の多きは、無論不給に、不給を重ねるの結果と云はざるを得ず

然れは是等の實驗に付いては、何人たりとも、容喙する者なかるべし、然れども、尙、進みて、精神病學上に遡り、之を解釋するときは、如何凡、人生の最大苦痛は、真心に墮ちたる所業をなしたるにあり、而して、囚人なるものは、十中七人、此の真心を自失したるものにして、此の自失を叫起せしむるの方法は、減食處分杯の、動かし得べきものなるか、試みに見よ、彼等囚人は、居住常なく、出沒自在にして、或ときは、山野を跋渉し、或ときは、飢饉に類するの苦あるも、一時の快樂を冀ふの人心種にあらずや、是の故に、之を制して、自失の心を叫起せしむるの方法は、靜坐沈黙、屏禁福憤、閑室直立等の精神制衡的處分を施さるべからず、或哲學者は云へり、囚人は悉く精神病者なりと、是、消極的論たるを免れずと雖も、之を治するの方法は、肉體減殺野蠻の遺風とも認むべき減食處分杯の、及ぶべきものにあらずして、寧ろ、犯則者製造の媒介者にて永續せず、故に忍ぶべからざるものにあらずや、寧ろ、終日の勞動を嫌忌するの餘、故意的の犯則者なきを保せんや

●大日本刑獄略史に付きて希望す

道 樂 生

先達發行せられたる本史を讀むに、記事簡晰、圖畫鮮明、直に真境に迫るの思あらしむ、新學の參考として、實務家の爲めに、與ふる處の裨益

の偉大なるは、賢辯を要せず、加へて廣く、消滅上の注意を喚起するに於ても、亦、決して、影少に非ざるべきを、信じて疑はざるなり、生、曾、遊學の折、偶、宇川學士の監獄に關する講論を聽きしことあり、故に監獄てふものの、如何に進步し、如何に整頓せるかを、臆断したりき、然るに、其の實態内裏を窺へば、恰、名所舊跡の如く、見て其の案内なるに驚きたり、蓋、新道、猶、退々として、斯の如く、長足の進歩を得ざる所具のもの、は、消滅の著書の、世に少なきもの、亦、一の原因ならん。

愚ふに、獄事に關する著書を顧みれば、寧たる兩三の翻譯的著述書の外、古書譯記の坊間にあるもの、至りて少なく、爲めに、后學者の不便を興ふるもの、甚大なり、依りては、刑罰略史は、究學上、最、有益なる珍本に付、廣、有志の諸を充たす能はずんば、願はくば、本雜誌に、漸次分載せられんことを望む、貴會此の一勳議を採納せらるゝことあらば、幸甚之に過ぎず

●日誌の餘滴 (看守會議の一問題)

在大和 如水 生

客歲年末月十日午後七時、例に依りて、看守會議は、會議所に於て開かれたり、此の夜列席議員、無量三十有餘名、其の光景如何は、別に其の要を見ざれば、省略して、當時電閃光芒、炫爛一番、關ヶ原たりしは、實に左の問題に於てあるなり

試みよ、語りよ、相携へ、夜三更、四隣寂々々々、寒月中天に睡りて、風滿々肌を穿く時に方りて、監房監視を爲さんか、必や數多きの四人中、間夜具を以て、頭を蔽ひ包む者あるを見む、否、比々皆然らざるなきを自擊するならん、こは固より、觀察上禁止すべき事たるは、無論

ば、或は甲に發するあり、乙を取するあり、電光石火、論駁の聲、宛然湧出するが如し、既にして、最早本論には、議論をも盡し、と思はる、故に採決す可しと、多數に聞ふ、議長曰はく、採決せん、夜具を以て、頭を蔽ひ包む事は、爾來夢中の出来事にして、彼犯せ共、其の爲す所如何を覺知せざる事なれば、或は其の現場を成む可し、彼頑迷、此の如き事、一再のみにあらずんば、懲戒處分する可なり、彼等に此の慣習を得しめよと、囑、記して、同好の士に報ず、恐らくは、徒に黄金紙を潰さんか、幸に宥恕を賜へ

生は第 說を持する者、遂に此奴を叱叱して、不明を、顧みざる者は、豈、聊、偶意なしとせんや、推してよ

●檢束法 (承前) 綠川 萬 次

第三章 檢束の三大主義

余は既に前章に於て、檢束なる語か、有するところの、一般の意義を概辨し、而して、又、其の監獄に於て、有する所の格段の意義を、事實的に暴露したるを以て、今や追つて、刑罰上檢束の主義に、三大區分あるべきを論定せんこと

抑、刑罰上檢束の主義に、三大區分あることを認めて、唱導するは、全く余の創始に屬す、然れども、是、刑罰の主義に、三大別あるより、宜しく來たる可き、當然の結果なるを以て、余は之を以て、敢、世間に對し、斷頭を作るにあらず、讀者乞ふを諒せよ

蓋、刑罰に於ける主義の分派は、國家存在の觀念を大異したるに、淵源するものにして、乃、其の一は、國家存在は、國家自身の利益に基くものにして、人民の休戚、各人の利害は、國家の關する所にあらず、故に人民に貧富あり、各人に禍福あるも、是、國家が自身の利益に基きて、活

の事なる可し、是を矯正せんには、如何なる手段を可とするなるかと、頭第一、颯起一番、一議員は嘯、蹙すらく、渾て可護守の、規定あれば、必然はが勵行策として、違反者を、制裁する事なかる可からざるなり、宜しく夜に方りて、彼等に嚴懲し置く可し、寝める者は、頭(頭より上部)を露ぼし、決して、夜具にて蔽ひ包む事あるまじきと、而も彼諸衣の人、頑として、猶、俊めずんば、之に全然命令の責任を負はす可し、然らずんば、監獄の規律は、彼に、監獄に於て總ての爲す可き事を爲さざらむ可き事の、限界に付きては、峻嚴にする可からざるを如何せんや、希くは、彼等をして、戦々兢兢々、竊竊顛沛も、有、末事小故と雖も、之に遠尿すれば、霹靂一聲、嚴野の頭上に、墜落し來るを恐れんや、小心翼々、唯、命これ違はむ事を恐れしむ可し、これ、豈、禁止策の、眞なる者にあらずして何ぞやと、懸河の辯を振ひて、滔々泰然席を降り、他は起りて、彼敵一敵、咳一咳して曰はく、慣習に第二の天性を云はずや、囚徒の久しき、一朝一夕の革命、以て其の實を擧ぐ可からざるは、識者を俟たざるなり、夜具を以て、頭を蔽ひ包むは不可、然れ共、煎し來れば、これ夢中狂、不知不識の間に起りし者、彼れ犯して、自身を知らざるなり、全然之に命令の責任を負はしむるは、苛酷の厭なき能はざるなり、要するに、可成的彼等をして、違背せしめざる様、或は現場に際して、注意を促す可し、彼等をして、刻一刻、日一日、彼の陰雲の去りて、玉兎の清々澄々たるを望む、如く、願くば、彼等をして、此の慣習に慣れしむれば可ならん乎、之をして、一万兩斷、一律に以て、其の實を擧げんと欲するは、固、これ痴人の策、識者の、敢、採らざる所なり、何者何人ぞ雖も、夜具にて、頭を蔽ひ、包むて、犯者にしく、意思なきは、是認する所なればなり云々、喋々論じ去り、論じ來れ

然り而して、得べし、刑罰の目的は、刑罰自身の確保にありて、刑罰以外のものに存せず、犯罪の増加、再犯の豫防、懲惡避善の如何、自懲他戒の如何は、刑罰の興り知る所にあらず、社會に犯罪あり、人民に再犯あらば、刑罰は自身存在の回復確保を必要として、其の潛力を適正に發現すれば足れりとは、乃、國家の存在は、國家自身の利益に基くもの觀念より胚胎せる、所謂絶體的刑罰論なり、今、此の理論を、罪囚の檢束上に適用するときは、左の如き論果を得可し

檢束は、自由の反義、乃、自由の本質として、檢束自身の存在を、確保するにありて、檢束以外のものに存せず、自由の行動を爲し、或は爲さんと企つるが如きものもあるも、是、檢束の興り知る所にあらず、囚人に有形の犯則あり、無形の違行あらば、檢束は、其の自身本質の、回復確保を必要として、適正の方を、發現すれば足れり

然れども、以上の刑罰主義にして、果して正當のものなりとせば、彼罪囚に、教育を施すが如き、或は教誨を加ふるが如き、或は出獄者保護院を設くるが如きは、到底非難を避くるに道なる可し、而して、又、罪囚の獄内に於ける、犯行違令に對し、既往將來を訓戒せるが如きも、亦、同一刑罰主義より、必然的に胚胎せる檢束主義の、斷じて容れざる所なり可し

(未完)

官報

朕臺灣總督府地方官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十九年三月三十日 內閣總理大臣臨時代理 樞密院議長 伯耆黒田清隆

勅令第九十一號

臺灣總督府地方官制

第一條 臺灣ニ臺北縣、臺中縣、臺南縣及澎湖廳ヲ置ク其位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條 縣ノ下ニ便宜支廳ヲ置ク其名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條 地方廳ニ左ノ職員ヲ置ク

知事

島司

支廳長

書記官

警部長

通譯生

技手

警部

監獄書記

看守長

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第七條 警部長ハ各縣一人委任トス

第八條 屬技手、通譯生、警部、監獄書記及看守長ハ判任トシ各縣各屬ヲ通シテ二百人ヲ以テ定員トス其ノ各屬及各官ノ定員ハ臺灣總督之ヲ定ム

第九條 知事及島司ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ内部ノ行政事務ヲ管理ス

第十條 知事及島司ハ命令若クハ特別ノ委任ニ依リ縣令又ハ島廳令ヲ發スルコトヲ得

第十一條 知事ハ支廳長ノ處分若クハ命令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十二條 知事島司及支廳長ハ非常急變ニ際シ兵力ヲ要スルトキハ其ノ附近地ノ守備隊長ニ出兵ヲ請フコトヲ得

第十三條 知事及島司ハ所部ノ官吏ヲ監督シ其ノ進退ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀ス

第十四條 知事及島司ハ所部ノ委任官ノ懲戒ハ之ヲ臺灣總督ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十五條 知事及島司ハ臺灣總督ノ認可ヲ經テ廳中ノ分課及職務ノ規程ヲ定ムルコトヲ得

第十六條 支廳長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第十七條 縣書記官ハ知事ノ命ヲ承ケ其ノ主務ヲ管理シ知事事故アルトキハ上席書記官其ノ事務ヲ代理ス

第十八條 島廳及支廳書記官ハ島司又ハ支廳長ノ命ヲ承ケ廳中ノ事務ヲ管理シ島司又ハ支廳長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス

第十九條 警部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ監督シ所部ノ事務ヲ管理ス

第二十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十二條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ主務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第四條 非職、廢官、退官及死亡ノトキハ當月分加俸ノ全額ヲ支給ス

第五條 本則ニ關スル支給細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條 本則ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

朕臺灣總督府巡查及看守手當支給規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

明治二十九年三月三十日 內閣總理大臣臨時代理 樞密院議長 伯耆黒田清隆

勅令第九十一號

臺灣總督府巡查及看守手當支給規則

第一條 臺灣總督府巡查及看守ニハ本則ニ依リ手當ヲ支給ス

第二條 手當ハ土地ノ狀況ニ依リ別表ノ範圍内ニ於テ一等乃至三等ノ金額ヲ支給ス

第三條 手當ハ新任、増減等トモ總テ發布ノ翌日ヨリ日割ヲ以テ計算ス

第四條 廢官、死亡又ハ諭旨退官シタル者ニハ當月分手當ノ全額ヲ支給ス

第五條 本則ニ關スル施行細則ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六條 本則ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

附則

本則ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

(別表)

巡查及看守手當月額	一	二	三
地	地	地	地
十	四	十	五
			圓

陸軍監獄長同書記看守長ノ任用ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽

明治二十九年四月七日 陸軍大臣 侯爵大山 巖

勅令第二百二十四號

陸軍監獄書記ニシテ一級俸ヲ受ケル者及陸軍監獄看守長者ハ本令施行ノ日ヨリ五箇年以内ノ陸軍監獄官特別任用令第二條及第四條ノ年限ニ拘ハラズ陸軍監獄書記ハ陸軍監獄長ニ、陸軍監獄看守長ハ陸軍監獄書記又ハ陸軍監獄看守長ニ任用スルコトヲ得

勅令第二百二十四號參照

勅令第九十二號陸軍監獄官特別任用令(明治二十六年十月三十一日官報抄録)

第二條 陸軍監獄書記ニシテ滿五年以上一級俸ヲ受ケ學識經驗アル者ハ文官高等試驗委員ノ銜衡ヲ經テ陸軍監獄長ニ任スルコトヲ得

第四條 陸軍監獄看守長ニシテ滿五年以上其ノ職ヲ奉シ學識經驗アル者ハ文官普通試驗委員ノ銜衡ヲ經テ陸軍監獄書記又ハ陸軍監獄看守長ニ任スルコトヲ得

陸軍監獄所屬特別文官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽

明治二十九年四月七日 陸軍大臣 侯爵大山 巖

勅令第二百二十五號

明治二十六年勅令第七十五號陸軍所屬特別文官俸給令中左ノ通改正ス

第二條 左ノ一項ヲ加フ

臺灣島嶼戒嚴隊附陸軍監獄看守長ニ俸滿十二年ヲ給シ勤續滿五年以上ニ至ル者ハ十五圓マテヲ給スルコトヲ得

第二表中陸軍監獄看守ノ區畫ハ第七號(四ノ二)字ヲ得ル

勅令第二百二十五號參照

勅令第九十二號陸軍監獄官特別任用令(明治二十六年十月三十一日官報抄録)

第二條 陸軍監獄書記ニシテ滿五年以上一級俸ヲ受ケ學識經驗アル者ハ文官高等試驗委員ノ銜衡ヲ經テ陸軍監獄長ニ任スルコトヲ得

第四條 陸軍監獄看守長ニシテ滿五年以上其ノ職ヲ奉シ學識經驗アル者ハ文官普通試驗委員ノ銜衡ヲ經テ陸軍監獄書記又ハ陸軍監獄看守長ニ任スルコトヲ得

陸軍監獄所屬特別文官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御覽

明治二十九年四月七日 陸軍大臣 侯爵大山 巖

勅令第二百二十五號

明治二十六年勅令第七十五號陸軍所屬特別文官俸給令中左ノ通改正ス

第二條 左ノ一項ヲ加フ

臺灣島嶼戒嚴隊附陸軍監獄看守長ニ俸滿十二年ヲ給シ勤續滿五年以上ニ至ル者ハ十五圓マテヲ給スルコトヲ得

第二表中陸軍監獄看守ノ區畫ハ第七號(四ノ二)字ヲ得ル

勅令第二百二十五號參照

勅令第七十五號陸軍所屬特別文官俸給令(明治二十六年十月三十一日官報抄録)

第二條 陸軍監獄長一級俸ヲ受ケ滿七年ヲ踰エ特ニ敘績アル者ハ年俸八百圓マテ増給シ陸軍監獄看守滿十年以上勤續スル者ハ月俸十二圓ヲ給スルコトヲ得

第二表中

官名	月俸
陸軍監獄看守	七八九十

●被任及辭令

從七位 從七位 從七位

敘正七位 敘從七位

任富山縣西楓波郡長 任山形縣典獄 敘高等官八等

從七位勲六等 正八位 正八位

井上 眞平 福田 純一 立山 義雄

富山縣典獄從七位 小島 彌次郎 小島 孝義

官城集治監書記勲七等 小林 孝義 山形縣典獄勲七等 小林 孝義

監獄書記 野村勲次郎 富田 通聰 立山 以典 仁禮 傳憲 久場 重幸

陸軍監獄書記兼看守長 細井久次郎

非職滋賀縣監獄書記兼看守長 松田榮次郎

任京都府監獄書記給九級俸監獄署第三課長 依願看守ヲ免ス 依願職務ヲ免ス

福井縣看守 山中一太郎 全 教誨師 高安 博道

●各地往來一束

●三月九日、岐阜縣典獄中川靜氏は、看守長對馬良藏氏と、岡山廣島兵庫の三縣へ出張セリ

●三月十五日、長野縣松本支署長宇田徳正氏は、出獄人保護會社制度の取調を兼ね、東京及静岡縣へ出張し、二十五日歸松セラレタリ

●三月十七日、佐賀縣看守國見徳、山口清一の両氏は、長野縣監獄署へ出張セリ

●三月廿一日、北海道集治監看守長草刈三郎氏は、看守募集の爲め、福島縣へ出張セリ

●三月廿五日、茨城縣典獄榎木原正澄氏は、看守一名を隨ひ、宮城縣監獄署へ出張セリ

●三月廿八日、香川縣典獄藤澤正啓氏は、新築事務打合の爲め上京セリ

彙報

岡山保護院第一回報告

自明治廿八年六月至全年十二月半期間本院事業ノ成績ハ左ノ如シ

一 明治廿六年六月六日岡山保護院設立ノ件ヲ縣廳へ届出全廿八年六月十日本院ノ業務ヲ開始ス

一本期間本縣監獄署ニ於テ刑期滿限放免セラレタルモノ、内住居又ハ引取人ナク懲諒ノモノヲ引請ケ職業ヲ紹介シタルモノ合計十五名其成績ヲ區別スレハ左ノ如シ

東京集治監看守ノ命ス月俸六圓給與受業生ヲ命ス

●看守教習生

○京都府ニ於テハ左ノ看守ハ卒業證書ヲ授與ス

看守 山本 正尚

澤住 治彦

小森敏太郎

五藤 竹馬

○岡山縣ニ於テハ左ノ看守 妹尾 留吉

矢吹定次郎

○栃水縣ニ於テハ左ノ看守 正木岱次郎

水谷 經藏

後藤辰五郎

白土熊五郎

福井縣押丁 内田武太郎

坂井 京松

藤田 強

水野増太郎

門田 茂徳

松岡龜太郎

松岡 正續

久万 龍彦

萩原福太郎

吉田 太七

武政隆三郎

長谷川春三郎

長谷川謙郎

看守 瀧 誠也

澁谷木綿一郎

上村樑太郎

大西 庄助

看守 井上松五郎

戸崎 熊八

看守 和田 金廣

國分 信吉

根本專之助

機噐製造所ニ紹介シ職工タラシメシニ爾來最盛職業  
 一 二地顯シ平均一日十八錢以上ノ工錢ヲ得テ一人前ノ生  
 計ヲナシ尙ホ獎金ヲ蓄積スルモノ  
 一 全上ノ成績ニシテ父母老病氣等ニ因リ獨立生計ヲ爲  
 シ難キヲ以テノ同居保護シテ職業ニ從事スルモノ  
 一 全上ノ成績ニシテ勤勉中病氣ノ爲メ情願ニ因リ保護ヲ  
 受ケ居休メシメタルモノ  
 一 成績不充分ノ爲メ之カ保護ヲ解キ放還シタルモノ  
 一 被保護人各自ノ所有金ニシテ現在本院ニ保管ノ金員  
 及各自ノ蓄積金ハ左ノ如シ  
 一 金六十八圓五十七錢六厘  
 一 金七圓九十四錢七厘  
 一 金四圓八十錢  
 本院ニ保管シ岡山貯蓄銀行へ  
 預ケ入九人分  
 職業所得工錢ノ内幾分積立金  
 全上銀行へ預ケ入四人分  
 全上ニシテ機噐製造所へ積立金十人分  
 計金八十一圓三十二錢三厘

○明治廿九年三月廿五日讀賣新聞  
 ○獄事灯燈 多數工夫せられ且大日本監獄協會の佐野尙氏は今回京原  
 明善氏及岡田法學士の補助を得て獄事灯燈映論二百種以上ものを淺草  
 の幻燈師藤田氏に注文して此程出來上たる由なるが右は感化部監獄部保  
 護部の三種に區別し歐米古今のものミ本邦古今のものミ比較して其進  
 歩の差を影寫するの仕組になり居れり  
 ○司法官と監獄 司法事務と監獄事務とは其形式こそ異なれ兩者相待ち  
 て始めて勸善懲惡の目的を達するものなるに我監獄と司法官との關係に  
 於ては事實大に相違し司法官は監獄事務に付ては殆んど對岸の火災視す  
 るもの、如しと某監獄署員の散敷し居るも道理なり  
 ○監獄制度と假出獄 我邦の監獄制度は未だ完全の域に達したりと云ふ  
 を得ず其地方監獄費を國庫の支辨するふに關して世論驚々たるも尙

### 監獄吏職員錄青森縣監獄署追加

典獄	七百圓	從七位	澤身	長崎縣士	無
監獄醫	六級俸		佐藤茂登枝	新潟縣士	全
書記	八級俸		乘田時二	青森縣士	全
書記	七級俸		野津義慶	熊本縣士	全
書記	九級俸		平塚篤	青森縣士	全
書記	九級俸		對馬清世	青森縣士	全
書記	九級俸		阿部利作	青森縣士	全
書記	九級俸		東原政之助	青森縣士	全
書記	九級俸		原千茂八郎	青森縣士	全
書記	九級俸		工藤良吉	青森縣士	全
書記	十級俸		廣津茂治	青森縣士	全

看守部長 (月俸) 二安豆 守一秋田士 二山谷末太郎青森士  
 二木村 北土青森士  
 看守 (月俸) 九坂本 佐吉青森平 九齊藤 省吉青森士  
 九齊藤 西蔵青森士 九小友 叔雄青森士 九田邊稻太郎青森平  
 九伊勢谷三郎青森平 九間山喜代太郎青森士 九奈良 朝清青森士  
 青森縣監獄署

其實施を見るに至らず只集治監のみは國庫支辨なるを以て能く懲惡遷善  
 の効を奏し犯罪者は毎年減少し且假出獄も毎年増加する傾向あるは監獄  
 制度の進歩と共に國家の爲め喜ぶべき事なり左れば一日も早く地方監獄  
 費の國庫支辨たらんことを希望すとは某監獄家の談  
 ○場治監と在監者 重罪囚徒の處刑場は全國中東京、三池、宮城、北海の  
 四集治監にして現在の囚徒は一万四千二十人なり其内譯は左の如し  
 東京集治監千五百九十八人 三池集治監千九百人  
 北海道集治監七千人 宮城集治監千三百八十人  
 ○獄中の大學者 北米コンチタイカ州の監獄にアグイス云云へる終  
 身禁獄の囚徒あり今より十四年前入牢せし時は全くの文盲なりし處或る  
 宣教師が牢内にてシエキスビヤの講義をなすを聞き始めて讀書に志し幸  
 うじて字母を覚ししより非常の刻苦を忍び獨學にて書物を読み得るやう  
 になりしが其の始手に入札しシエキスビヤの文集にして其の後二六  
 時中之を手離す事なく研究に専れシエキスビヤに懸けては今日  
 米國中一流の學者となりエール大學の學生など時々牢獄を訪うて益を  
 請ふとぞ  
 ○龜田監獄署の移轉愈々確定す 已に報する如く龜田郡及兩館區の區劃  
 調査も最早終了するよしなれば總て龜田村に舉つて兩館區の市街地に編  
 入るゝに付き現在の監獄署は是非其他に之を移轉せしむる必要あり過  
 日湯の川村の右手に當る地に定むるよしなり  
 ○愛知縣出獄人保護會 は一昨十八日午後七時より當市下關町正福寺に  
 於て評議員會を開き全會事業擴張の方法數件を議決し散會せり尙會本  
 部に此迄發町善林寺に設置しありしが今回評議員會の決議に依りト關町  
 正福寺に移轉せり又全評議員會薪資氏は同會事業擴張の任務を帯び海  
 西部長に面晤の爲め本日同邸へ出張す  
 ○明治廿九年三月廿三日名古屋市新受知

九清野 真一青森士	九三上 智策青森平	八池田佐太郎青森士
八長谷部藤七青森平	八江利 山東青森士	八出町形之進青森士
八中野 原人青森士	八三上 榮青森平	八神 浪 治青森士
八久保 末吉青森平	八鈴木海太郎青森士	八高橋 秀憲青森士
八澤田源之助青森士	八佐藤 亮藏北海士	八對馬豊太郎青森平
八則田得三郎青森士	八福士 眞雄青森平	八石澤 清一青森士
八堀 孝藏青森士	八齊藤 一覺青森士	八鶴賀 豊青森平
八三浦 忠吉青森平	八梶 八郎青森士	八工藏 清三青森士
八佐藤 邦助青森士	八坂本 壽郎青森士	八神馬 與助北海平
八桑田 豊藏北海道士	八福田 房吉青森平	八鈴木 芳英青森士
八齊藤廉三郎北海道士	八齊藤 一彦青森士	八工藤徳之進青森士
八征 徳藏北海士	八里見祐之助北海士	八篠崎 清司青森士
八岩川 嘉昌青森士	八松島作太郎青森平	

授業手 (月俸) 二井上仁太夫長崎士  
 女監取締 (日給) 二小村 マヤ青森士 三土藤 ツル青森士  
 押 丁 (日給) 三長尾弘一郎青森士 三阿保 秀衛北海士  
 二葛西敏之丞青森士 二白取 男俊青森士

教諭師

年手當

五拾圓 三州玉屬

### 青森縣監獄弘前支署

在職人員  
在職人員外  
金田監獄吏

七級俸 杉本雄太郎 青森縣平 無

看守部長 (月俸)

〇中畑英五郎青森士

看守 (月俸)

〇七月 大助青森士 九成田 久藏青森士

九藤弁健一耶青森士 八八木橋幸右工門青森士 八林 保之助青森士

八嶋海 賢雄青森平 八中村 莊三北海士 八船水 真人北海士

八須藤颯之丞青森士 八征森 貫青森士 八山本龍三耶青森士

八竹内八太郎青森士

女監取締 (目給)

二五淺利 マツ青森士 二五福士 クマ青森平

押 丁 (目給)

三進藤 正直青森士 三森 新三耶青森士

### 青森縣監獄八戸支署

看守部長 (月俸)

八級俸 對馬 勇作 青森縣士 無

看守 (月俸)

〇青木 青徳福井士

九森 吉次耶青森士 八葛西 永三耶北海士

八安藤福次耶青森平 八中里 金野青森士 八川井万五耶青森士

八小野末太郎青森士 八津輕隆一耶青森士

女監取締 (目給)

四荒川 シロ青森士 四荒川 マツ青森士

押 丁 (目給)

三征森 賢造青森士 七關 福次耶青森士

圖書出版廣告 日本書報學社

内務大臣子爵野村靖閣下 題辭  
 内務省監獄課長法學士田元熙君 序文  
 内務省警保局長小野田太郎君 序文  
 内務省警保局監獄課坪井直彦君 序文  
 内務省警保局監獄課印南於舞君 合著

看 服 務 要 綱 全 壹 冊

紙數六百頁餘  
 クロース綴金字入、洋裝美本  
 縦五寸横三寸八分(携帶の小冊子)

豫約實費二部金貳拾八錢 假綴の分貳拾參錢 (但遞送料共)  
 御申込の諸士は豫約申込手續御覽の上可成速に本會に御申込被下度候節、  
 明治二十九年四月 東京市牛込區若宮町十番地 大日本監獄協會

申 込 手 續

御書員中の分は主任者を定められ申込送金は總へて該主任者に於て御擔當の事  
 一 申込所は大日本監獄協會とす  
 一 送金爲替券は郵便局を牛込郵便局とし大日本監獄協會佐野尙宛御振出の事  
 一 送金は製本到着の上速に主任者に於て取纏め送金用紙(製本と同時に)に其の金額を明記し爲替券と同封と爲し  
 大日本監獄協會佐野尙宛御發送の事  
 一 主任者の手を経ず御申込の分は前金に非ざれば發送不致事

# 學生募集

## 民法修正案

ハ憲國會ニ提出セラレタリ、本校ハ既ニ昨年九月ヨリ法典調查會起草補助松波仁保仁井田三學士ニ囑託シ修正案ノ方針ニ依テ教授セリ、刑法、商法、刑事民事訴訟法モ亦同時ニ其各改正、取調起草委員タル石渡、應當、今村、本多、松波、志田、勝本、中山等諸學士ニ其他國際法、行政法、憲法、理財學、財政學等亦各專攻大家ニ囑託教授シ來レリ●本月臨時入學試驗期日一年級廿二日、二年級廿三日廿四日、三年級廿五日廿六日

## 講義錄

ハ右諸家ノ講義ヲ登載シ光彩陸離現行法ノ解釋改正方針ノ指示共ニ精確ニシテ斬新實ニ法界ノ羅針盤ナリ、夫ノ意ヲ法學ニ存スルモ身健厥在リテ良師ニ就クヲ得ズ或ハ常務ノ爲メ親シク聽講シ難キ者之ニ依リテ學ビ庶幾クハ其志ヲ達スルヲ得ン○講義錄ハ每月三回(三ノ日)刊行校外生ハ何時ニテモ申込次第之ヲ許ス束脩四十錢月謝三十六錢但三月四月中ニ申込者ハ特ニ束脩ヲ免除ス○本校別ニ參考料講義錄ヲ刊行ス載スル處、憲法、行政法、日本警察制度、軍制學、日本制度沿革史(小中村博士)議院法、選舉法、財務制度、府縣郡制(水野道氏)行政裁判法及訴願法(末岡博士)財務制度等ナリ一冊代價郵便稅共十五錢不賣束脩目下二十一號刊行、尙一部ヲ刊行シテ終結スベシ

## 校舍

狹隘ヲ感シテ新築ヲ計畫スルニ際シ忝クモ其用財ヲ恩賜セラル、ニ遭フ依テ地ヲ三崎町練兵場舊跡ニ相シ建築ニ着手シ已ニ其半ニ達セリ四月下旬落成移轉スベシ○本校授業ハ毎日午後五時ヨリ開始ス規則入用ノ者ハ郵券貳錢送附スベシ

明治廿九年三月

東京神田一ツ橋通町

司法省指定

# 日本法律學校

校内生  
校外生  
募 集

●今回提出 サレタル **民法修正案**ハ早晚實行ヲ見ル **梅博士**シ其他民法專攻ノ學士ニ依囑 **刑法**

モ遠カラス大修 **古賀學士**ノ刑法原論ヲ聽ク者ハ改正刑法ヲ解スルニ於テ大裨益アルヘシ他 **編**

正アラン然レモ **入試験**ヲ執 **授業時間**ハ毎日午後五時土曜日

●**新講義錄**第一三月 十五日發行シ爾後每月 **二年**ヲ期シテ完結ス若シ概定ノ號數ニテ完

科目 **民法修正案**其他大變更ノ憂ナキモノヲ先ニシ大修正ノ豫期アルモノハ修正案ノ **刑法**

**原論**講義ヲ掲載ス是レ現行刑法ニ通シ併 **入會金**四拾 **月謝金**五拾

◎三月三十一日迄ニ申込ノ者ハ特ニ入會金ヲ免ス

**前期講義錄**中第一期第二期共ニ三月下旬第三期ハ四月下旬完結ス

◎規則書入用ノ者ハ貳錢郵券封入申込マルヘシ

東京市麴町區富士見町六丁目電話(一二七四)

司法省指定

**和佛法律學校**

●大日本監獄協會會員ノ限り充分なる割引を以て講義錄を發送すべシ